

1. 日本サッカー協会(以下、JFA)からの要望 ※詳細 JFA作成資料参照

- (1)要望内容:実施種別を少年種別に特化(規模拡大)し、成年種別を取りやめる
- (2)適用大会:2031年 第85回大会(奈良県)から

2. 本県までの取り組み

- ・開催県(奈良県以降)及び都道府県スポーツ協会に対し、意見聴取を実施。

3. 意見聴取結果概要 ※詳細後述

- ・本要望(成年種別廃止・少年種別特化)についての賛否は36都道府県スポーツ協会から賛成、開催地都道府県からは賛成もしくは条件付きで賛成の回答
- ・第85回大会(奈良県)からの適用については、44都道府県スポーツ協会から妥当・対応可能として回答。一方で開催地都道府県1県からは成年種別の開催地選定が進んでいることを踏まえ、延期が望ましいとして回答。



4. 意見聴取の結果を踏まえた取り組み(案)

- ・賛成意見が多く得られていること、開催地にとって負担減になる提案であることを踏まえJFAからの要望を採用。

○意見聴取対象

都道府県スポーツ協会:47都道府県、国スポ開催予定県:奈良県～三重県の5県

○意見聴取期間

令和8年6月17日～7月27日

○方法

インターネットフォーム(Microsoft Forms)を用いてのWEB調査

○設問内容

～開催県・スポ協共通～

- ・本要望(成年種別廃止・少年種別特化)についての賛否 ・2031年(第85回大会:奈良県)からの適用
- ・選手派遣・大会運営への影響(負担、規模・コスト)への影響 ・少年種別拡大への対応 ・その他自由意見

～スポ協のみへの設問～

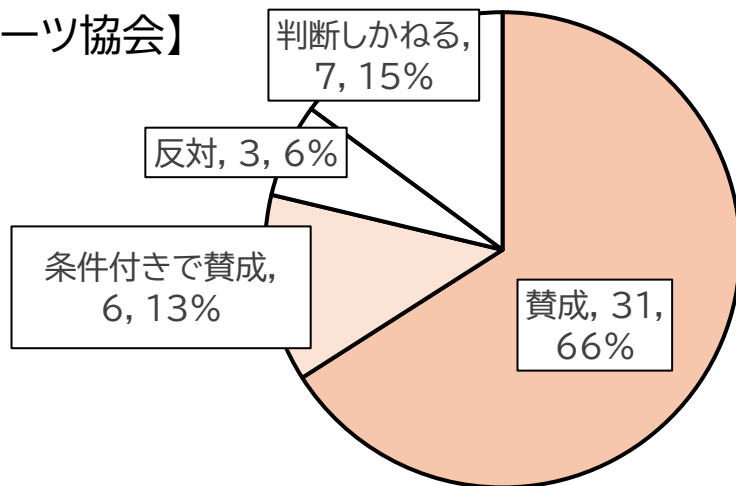
- ・国スポにおける少年種別への特化は競技力向上に寄与するか ・女子種別の編成負担軽減につながるか
- ・国スポにおける成年種別廃止による影響

○回答状況

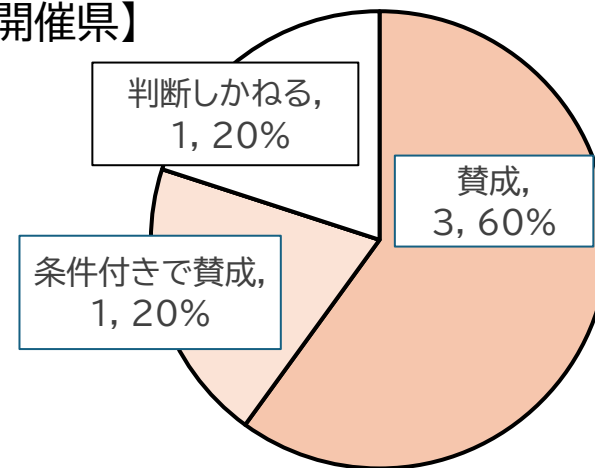
都道府県スポーツ協会、国スポ開催予定県:対象全都道府県から回答を得た。

Q1:本要望(成年種別廃止・少年種別特化)についての賛否

【都道府県スポーツ協会】

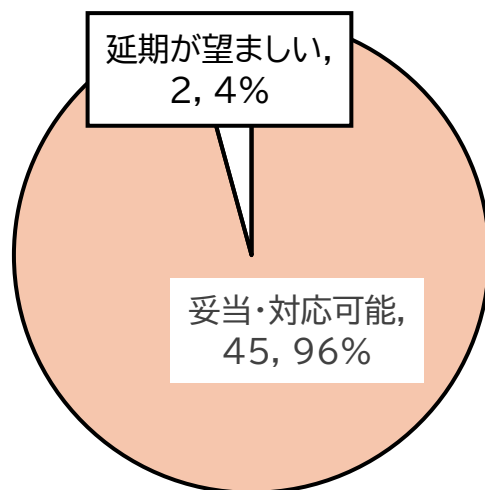


【開催県】

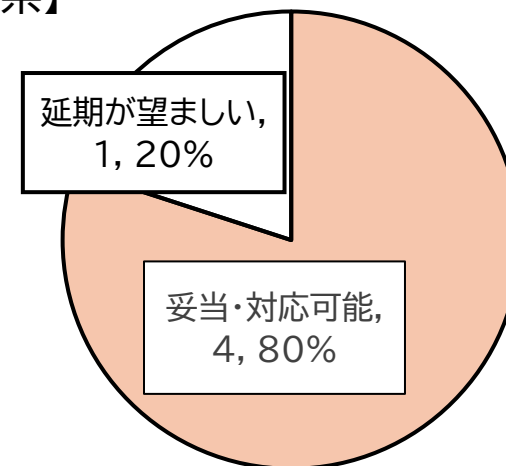


Q2:2031年(第85回大会:奈良県)からの適用について

【都道府県スポーツ協会】

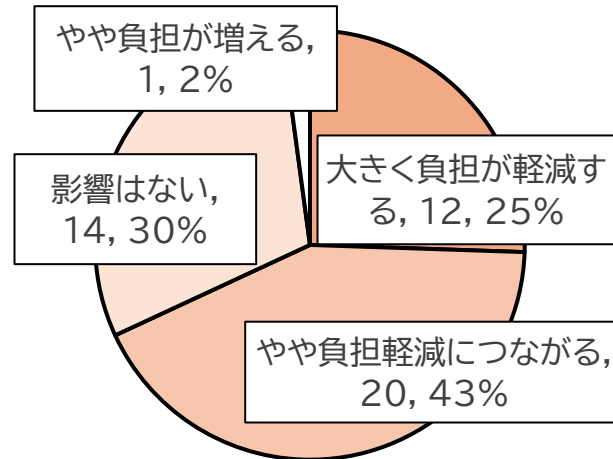


【開催県】

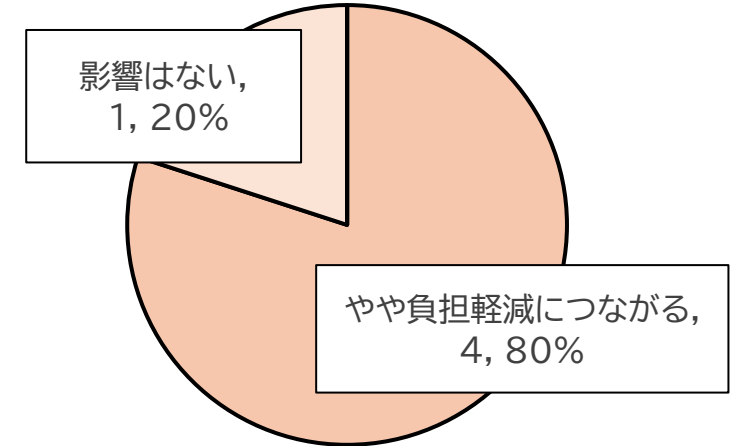


Q3:本変更による選手派遣・大会運営への影響について(負担面)

【都道府県スポーツ協会】

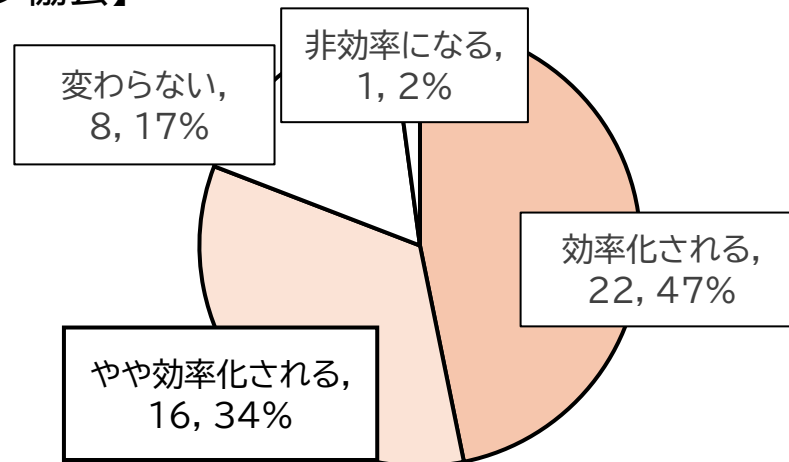


【開催県】

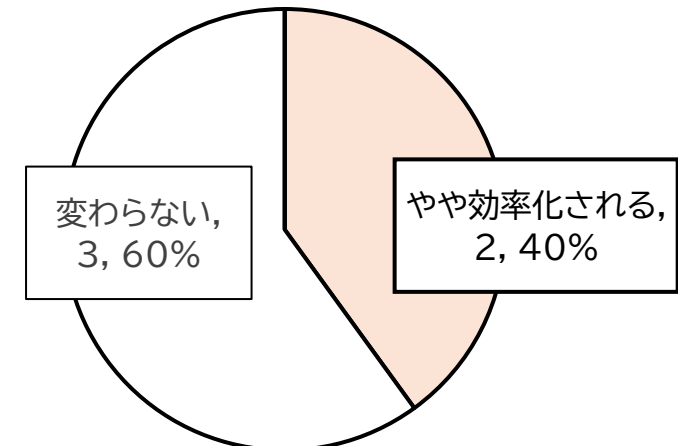


Q4:本変更による選手派遣・大会運営への影響について(規模・コスト面)

【都道府県スポーツ協会】

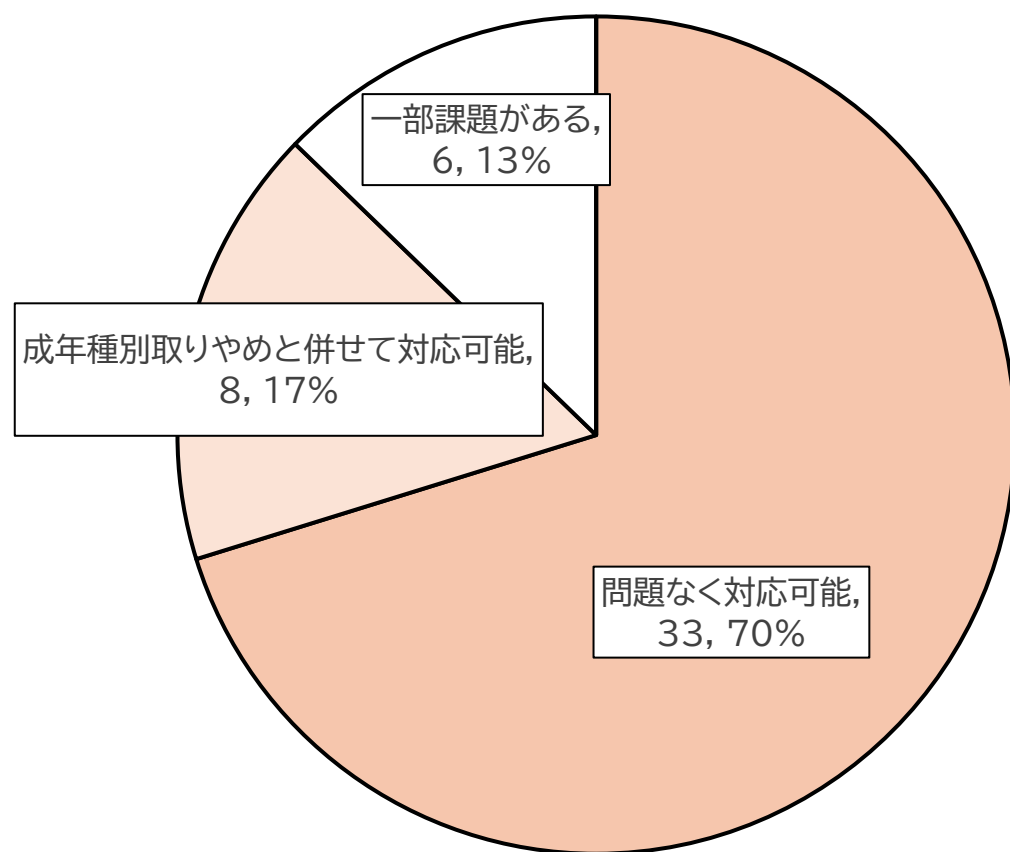


【開催県】

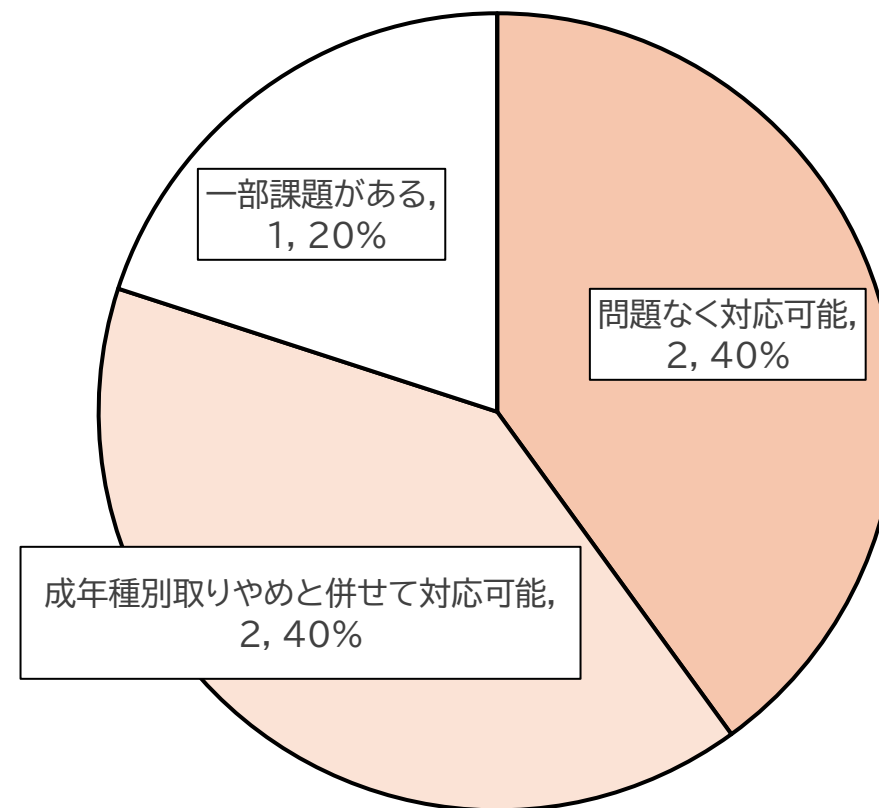


Q5. 少年種別拡大への対応について

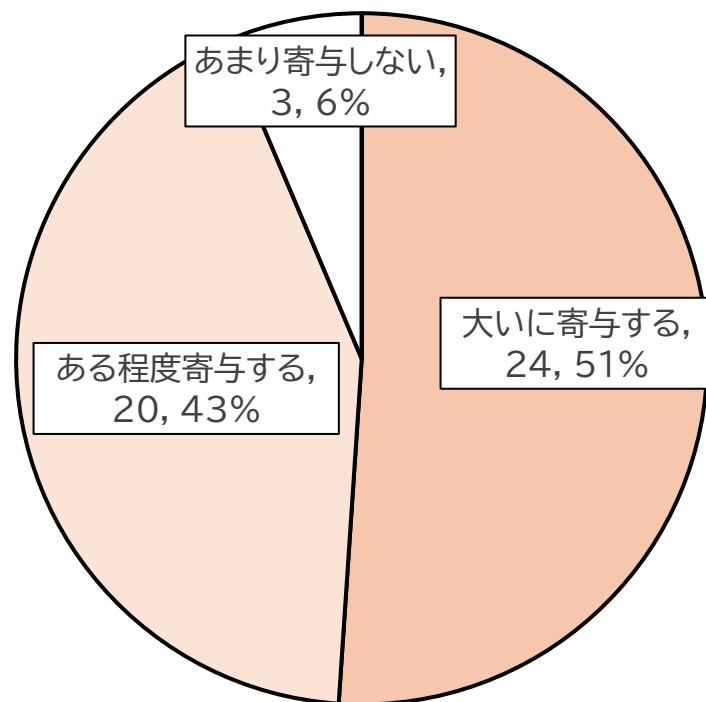
【都道府県スポーツ協会】



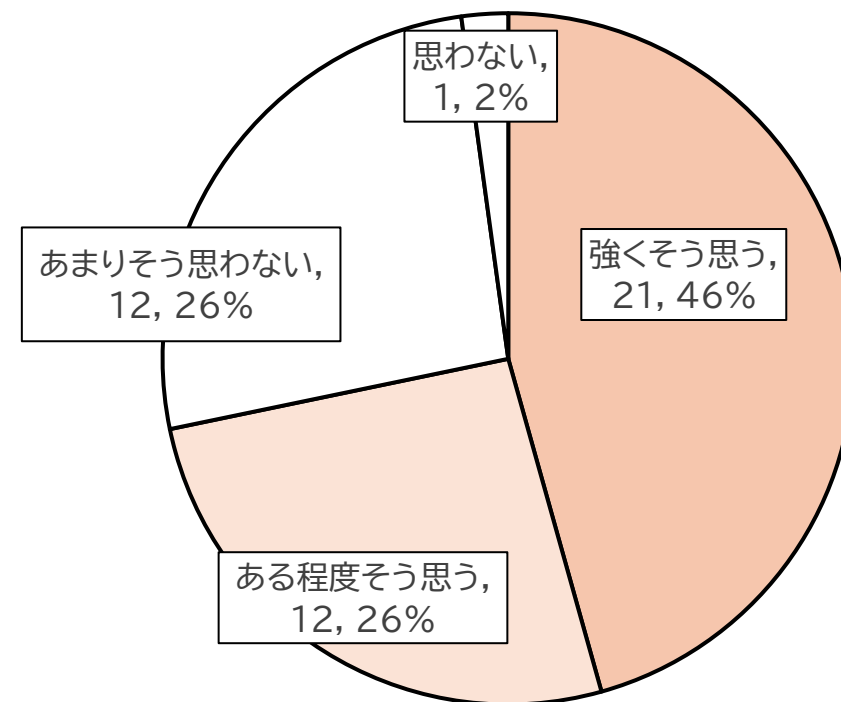
【開催県】



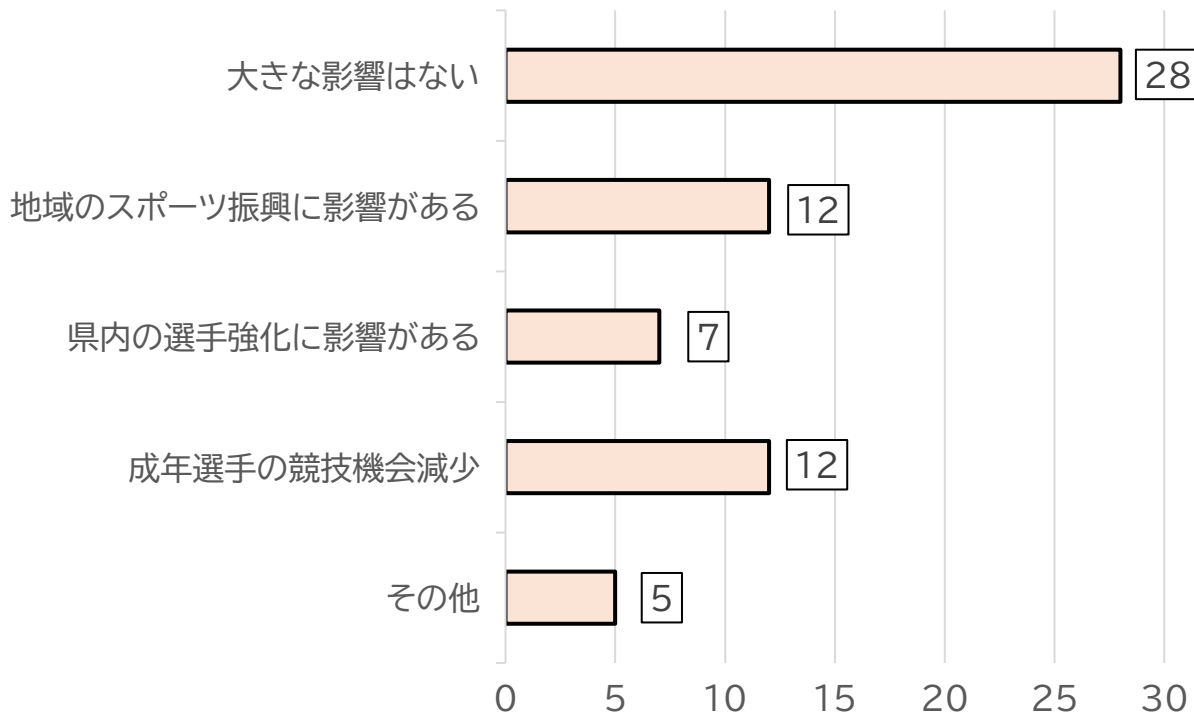
Q6. 国スポにおける少年種別への特化は競技力向上に
寄与するかについて



Q7. 女子種別の編成負担軽減について



Q8. 国スポにおける成年種別廃止による影響(複数回答可)



Q8 その他の内容

- 県内の選手強化に影響がある;強化指定選手に選出されることで、選手のモチベーションが上がっている現実はある。また、単独チームに強化を任せている場合は、強化費がチームの運営に充てられることから、財政の面かも少なからず影響があると考えられる。
- 成年選手の競技機会減少;地域のスポーツ振興に影響がある;国スポへの出場を目標にしている社会人選手にとっては、当然のことながらその機会が失われる危惧があります。また、県・市町のスポーツ行政(スポーツ協会含む)にとって、国スポの競技種目の削減が振興施策や予算措置の後退に繋がらないかの懸念もあります。一方で仮に上記の懸念があるとしても一時的ではないかという意見もあり、マイナスの影響がどこまであるかは経過を踏まえることが必要だと思います。
- 本会では、県補助金を財源としてスポーツ推薦スタッフ(成年女子サッカー選手)を雇用している。今後、成年種別が廃止された場合には、当該補助金が終了する可能性があり、スポーツ推進スタッフ制度の継続にも影響を及ぼすことが想定される
- 成年選手の競技機会減少;県内の選手強化に影響がある;女子サッカーの成年年代については、選手個々の目標、取組がまちまちであり、一概には言えない。
- 県サッカー協会は「大きな影響はない」と回答。本県は国民スポーツ大会強化事業として種別ごとに事業を実施しており、成年種別を廃止することにより、成年種別への強化事業費が縮小(削減)される恐れがある。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q1 本要望(成年種別廃止・少年種別特化)についての賛否	
賛成	・JFA要望書の課題及び解決策に共感する。 ・特に連戦によるケガ、女子選手数の少なさは現状では選手にとって過酷な環境だと認識している。
賛成	特に成年男子の過密日程の解消となる。
賛成	岩手県サッカー協会の意見を確認した上で回答。少年種別への特化は競技力向上に寄与するとともに、少年女子種別の参加チーム拡大は競技者獲得や女子サッカーの発展のためには、非常に有効な手立てであるとする。
賛成	日本サッカー協会の考えに賛同します。
賛成	但し、少年種別へ特化する理由は、競技力を向上させるための踏み台にするのではなく、国民スポーツ大会の趣意にそったものとしてほしい。
賛成	育成年代の競技力向上、成年男子年代の過密スケジュール解消及び女子(成年・少年)同一年開催のチーム編成の負担軽減の観点から賛成する。
賛成	日本サッカー界の競技力向上に向けた取り組みの一環として、より多くの有望な育成年代の選手達が、全国トップレベルの大会を経験できる機会を作ることができるため。
賛成	本県サッカー協会では、U-17世代の強化を重要視しているため、少年種別の特化については賛成である。
賛成	山梨県サッカー協会が全面的に賛成をしているため。
賛成	県サッカー協会から意見聴取を行ったところ、JFAの提案内容に対して賛成であるとの意向を確認している。現行の成年種別は特定の単一チームによる編成に留まる傾向があり、県全体の幅広い競技力向上に繋がりにくいという課題認識も一致した。よって本会としても、①提案内容、②適用開始時期のいずれについても「賛成」である。
賛成	成年男子・女子ともに、選抜チームの編成は学生(高校生)から社会人まで幅広い選手層で構成され、全選手が一緒に活動できる日程は限られています。また、女子の場合は成年種別に高校生を選抜して強化を図ることもあり、成年・少年種別が同時開催になった場合はチーム編成のハードルが上がってしまいます。こうした現状を踏まえると成年種別の発展的解消は現実的な選択肢だと考えます。
賛成	・成年に関してはJリーグ・社会人リーグ・WEリーグ・なでしこリーグ・大学サッカーと全国大会規模の試合が、かなり充実してきているため、ミニ国スポ・本国スポの大会の意義が見出しにくい ・チームの活動が充実しているため、選抜チームでの活動(会場・日程など)の調整が難しい。
賛成	成年種別の方は自身のレベルに合わせてサッカーを続けられる場所(ウォーキングサッカー等)に変わっていただければよいのではないかと考える。
賛成	日本サッカー協会(JFA)より提示された強化案につきまして、その方向性と内容に強く賛同いたします。あわせて、成年種別における試合カレンダーの過密化問題につきましても、早急な対策が必要であると考えます。
賛成	特に成年種別では、現在、和歌山県代表選手の多くが関西リーグを主戦場としており、10月には各種全国大会も開催されることから、スケジュール調整に苦慮している。 また、成年女子種別においても、大学生リーグへの出場が優先されるため、選手派遣に苦慮している現状がある。
賛成	成年の部は、社会人、大学等の単独チーム構成になっているところが多く、県の選抜としての意味をなしておらず、県を代表するという意義や意味がなくなっているため。
賛成	成年種別については大学、社会人ともに過密日程となっており、また少年種別の強化につながるため。
賛成	まず第一に、少年種別の選手数が少ないために、交代要員が少なく選手の負担が大きくなっているうえに、怪我や病気、出場停止が発生すると更に負担が大きくなる。これらは、選手の安全で安心なプレイに大きなリスクとなっている。 成年種別については、2年おきの開催となっており、男女ともチームの強化・編成が難しくなっている。成年種別の開催意義が薄れてしまっている。
賛成	・以前より、人工芝ピッチでのゲームも増え、酷暑環境でのゲームに対して、控え選手が少ないことが問題視されていた。(PF回答より) ・プロ化が進む中で、成年種別については、選手の怪我のリスクがあり、輩出するチームから「出場時間を●●分に制限して欲しい。」といったリクエストもある。(PF回答より) ・コロナ禍以降、感染症のリスクを減らすため、ホテルの部屋をシングル希望とするチームが著しく増加している。(PF回答より) ・少年種別は選抜チームに選ばれることで大学進学に有利となる場合があるが、成年種別の場合、そういったメリットは無く、怪我を負うリスクしかないのが現状である。(PF回答より)
賛成	競技団体の判断・提案を尊重します。
賛成	出場枠数の増加により少年種別の機会創出になると考える。
賛成	・種別数及び参加都道府県数が減ることで運営面の負担が軽減するため。 ・少年種別の活性化が期待できるため。

**国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧**

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
条件付きで賛成	種別の廃止提案については、主催者であるJSPOの考え方を初めに示すべきである。また、日本サッカー協会内で決定したものに対する意見を都道府県スポーツ協会に求めることなく、JSPOと競技団体があらかじめ種別廃止に伴う国スポへの影響等を精査したうえで提案すべきである。
条件付きで賛成	成年男子は、シーズン移行に伴い、全国リーグ・地域リーグに参加しているチームからの選手派遣が困難になる事が想定されていることから、チーム編成ができない可能性が大きい。県リーグ所属の選手を選出することについては、大会レベルの低下に繋がる恐れもある事や、選手のモチベーション維持に疑問が残る。 また、成年女子については、選手人口が少ないことからチーム編成自体が困難な現実であるため廃止には賛成できる。 育成年代の強化につながることでU-16を維持することについては賛成できるが、学年で縛りをかける年齢制限に変更を希望したい。
条件付きで賛成	少年種別の競技力向上を図るという趣旨については理解できる。 一方で、成年種別は国民スポーツ大会における競技力向上のみならず、地域における指導者育成、指導者確保、成年選手の競技機会確保にも寄与していることから、その代替措置や影響への十分な配慮が必要であると考えます。
条件付きで賛成	2030年島根国スポ終了後の2031年以降であれば対応可能であることから条件付きで賛成。
条件付きで賛成	日本代表の競技力向上やU-17世代の強化を目的として、国民スポーツ大会を少年種別へ重点化する考え方には理解します。 少年種別に特化するにあたり、パフォーマンスの向上、体調面の負担軽減の観点から、連戦を回避するなどスケジュール調整を求めます。 佐賀県においては、成年世代の強化は継続して取り組むべき重要な課題であり、成年種別は選手の競技継続や競技力向上を支える重要な役割を担っています。 そのため、成年種別を廃止する場合には、成年世代の競技機会や競技力向上につながる代替施策についても、併せて検討されることを期待します。
条件付きで賛成	本県サッカー協会は「賛成」と回答。本協会としては、本要望については、他競技への影響が非常に大きいと考えられるため、他競技の意向も踏まえて慎重に判断する必要があると考える。
条件付きで賛成	女子サッカー振興及び国スポにおける競技体系の見直しという観点においては理解できるが、少年女子のチーム数増加に伴い、競技会場数の増加や競技運営体制の拡充など、開催県及び会場地市町村の負担増とならないことが前提となる。 また、山梨県においては、既に会場地市町村との内諾手続きが進められていることから、競技種別の変更については、関係市町村に対する十分な説明と理解を得る必要がある。
判断しかねる	現在の成年種別年齢域選手に同等クラス他大会があるか判断できないため(成年種別の大会の減少)全て理解しているわけではないため、立場的に判断しかねる部分がある
判断しかねる	県代表として県名の看板を背負える機会が失われるのは惜しい。
判断しかねる	日本サッカー協会が問題を提起している「少年種別の強化」「様々な年代の過密な大会日程の軽減」「成年選手のチーム編成の困難さ」「参加人数増による選手の安全確保」の課題を解決できる提案であると考え。また、日本サッカー協会が提示した強化指針である、毎年開催されるU-17ワールドカップへの強化へもつながると感じる。県スポーツ協会としては、地方で活動する成年種別の大会機会が減少してしまう点については懸念を抱いる。しかし、現状では全ての競技が4種別を実施しているわけではないことも踏まえ、日本サッカー協会が掲げる目的には理解を示し、前向きに検討したいと考える。
判断しかねる	特定世代の強化へ舵を切るとは、国スポの持つ多様な役割(生涯スポーツの推進や地域コミュニティの活性化など)を狭めることになりかねず、大会の根本的な存在意義に照らし合わせて慎重な議論が必要であると考えます。
判断しかねる	少年カテゴリーの出場機会を広げるという観点では賛同するが、県内には成年層で競技に励んでいる選手も多く存在することから、成年の国スポにおける活躍の機会を無くすことは慎重な議論が必要であると考え。なお、これまでの成年カテゴリーの男女隔年開催についても課題があると考え。
反対	国スポは、スポーツの普及振興や競技力向上(トップアスリートとなる登竜門の大会)として捉えられ、高校～社会人・トップリーグにつながる育成と競技力向上の橋渡しの機能を果たしている。成年枠の設定によって、大学生や若手社会人が経験を積みながらスムーズにトップレベルへの段階を踏むことになり、これによって競技人口の維持、長期的な強化にもつながる。しかし、一部の種目であっても、国スポ成年種別廃止となると、地方区にとっては競技力の衰退はもとより、スポーツ普及・振興等にも大きなダメージを与えることになる。成年が過密スケジュールという理由で解消となると、今後他の競技についても影響が出てくるのではないかと考える。
反対	愛媛県サッカー協会としては賛成ですが、本会としては、国民が参加する国内最大の総合スポーツ大会であるのに対して、高校生だけに限定するのは大会の趣旨に反していると考えため反対です。
反対	成年種別の取りやめは地域スポーツクラブや大学チームの全国大会レベルの参加機会を減少させることにつながり、スポーツ振興に寄与するとは言い難いため。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q2 2031年(第85回大会:奈良県)からの適用について	
妥当・対応可能	1年でも早い対応を望むため、最短となる第85回大会からが妥当と考える。
妥当・対応可能	可能な範囲内で早期の適用を希望する。
妥当・対応可能	さらに前倒しの適用でも良いと考える
妥当・対応可能	サッカー界の競技力向上の一環として、より多くの有望な育成年代の選手達へ、トップレベルの大会が経験できる機会を作ること優先したいため、1年でも早い適用をお願いしたい。
妥当・対応可能	本県サッカー協会では、可能な限り早期移行を求める声が多かったため、対応可能。
妥当・対応可能	特に問題ないと思います。
妥当・対応可能	県サッカー協会とも足並みを揃え、新体制への移行準備や持続可能な強化計画を中長期的に再構築するための猶予期間として、2031年からの適用は妥当である。
妥当・対応可能	早期に方針が決定されれば、スタッフや選手のスケジュール調整がしやすくなり、準備や運営に伴う負担の軽減につながります。
妥当・対応可能	もっと早めてよい。
妥当・対応可能	少しでも早期が望ましい。
妥当・対応可能	方向性として問題はなく、各県の負担も減るためできる限り早く進めることが必要と思っている。日本サッカー協会の各種会議でも、成年種別の担当責任者も含めてこの方向性は賛同を得ており、できる限り早めの実施をしてほしい。
妥当・対応可能	大人の都合で少年種別の増員が遅れば遅れるほど選手を危険にさらすことになる。少年種別の怪我のリスクを考えると、2031年を待たずとも、できるだけ早く、1年でも早く適用して欲しい。多くの大人が今の少年種別の現状をリスクだと認識している中、万が一の事故を防ぐためにも、子どもを守るためにも一刻も早い対応が求められている。
妥当・対応可能	・2030年の鳥取大会までは既に準備を進めているとの話であるため、これから準備となる2031年奈良県大会からの導入が妥当と考える。(PF回答より)
妥当・対応可能	問題無し
妥当・対応可能	正式決定となれば対応するしかない。
妥当・対応可能	ホスト県は開催準備を進めていると思われることから、ホスト県の意見を第一にすべきと考える。
妥当・対応可能	2031年まで十分な準備期間が確保され、競技団体や県において体制整備や周知を進めることが可能であると考えます。
妥当・対応可能	・2030年かみあり国スポ終了後であれば対応可能
妥当・対応可能	2031年からの適用であれば、関係団体や都道府県において十分な準備期間を確保できることから、対応可能と考えます。
妥当・対応可能	十分な猶予期間であると思う
妥当・対応可能	現在、2030年の島根大会までは既に開催地が内定しており、施設整備などの準備が進行しているため、変更は困難とのこと。したがって、2031年の奈良大会を起点とすることは、開催地の準備状況に配慮した現実的かつ妥当なスケジュールであると考えます。
妥当・対応可能	決定を早めにやってもらえれば対応は可能である。
延期が望ましい	県サッカー協会は「妥当・対応可能」と回答。今回の成年種別の廃止については他競技も含め大きな議論になると考えられ、今後の国民スポーツ大会の在り方、強化の捉え方など総合的に判断して、2巡目開催終了の第89回大会(2035年)までに延長した方が良いと考える。3巡目の国民スポーツ大会が始まる第90回大会スタートに合わせて他競技も含め新たな競技枠組みで臨むのが良いのではないかと考える。
延期が望ましい	この提案に反対しているため
延期が望ましい	山梨県では既にサッカー競技の会場の選定を進め、会場の候補となった市町村から内諾を得ている。会場選定にあたっては、実施種別変更前の条件で話しを進めてきたため、実施種別を変更するには、当該市町村に対して説明を行う必要がある。一方で、令和8年度には中央競技団体による正規視察、令和9年度には開催申請書の提出を控えており、会場の再調整に充てられる期間は限られている。このような状況の中で実施種別を変更した場合、会場との調整に支障を来すおそれがあることから、適用時期については延期が望ましい。 また、当県では正式競技の会場選定において、会場市町村に対して既に多大な負担をお願いしていることから、該当市町村の反発が起こるような対応は避けたいと考えている。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q3 本変更による選手派遣・大会運営への影響について(負担面)	
大きく負担が軽減する	選手選考、事前準備の現場負担減、強化費の軽減
大きく負担が軽減する	運営面における事務負担の軽減が期待できる。
大きく負担が軽減する	経費面や人員面での負担は大きく軽減されます。
大きく負担が軽減する	1つのカテゴリが減るだけでも、選手の負担や運営の負担感は減る。
大きく負担が軽減する	毎年3種別で開催されていた大会が2種別になることにより負担は軽減する。
大きく負担が軽減する	ブロック予選開催の日程と会場と運営スタッフの確保が大いに軽減される。 特に女子の2種別のブロック予選の同年開催は運営スタッフの負担が大きく無理がある。 ブロック予選および本大会派遣にかかわる移動・宿泊の手配や金銭的な負担も大きく軽減される。
大きく負担が軽減する	成年種別が廃止されることで、成年選手の選考や参加申込、派遣調整などの事務が不要となるため、都道府県スポーツ協会や競技団体の事務負担は軽減されるものと考えます。
やや負担軽減につながる	現状でも女子はリーグ戦やカップ戦で過密日程であるため。
やや負担軽減につながる	少年種別に特化することで、サッカー競技全体の試合数が削減され開催地の負担の軽減につながる。また、国スポは短期集中開催であり、限られたエントリー人数での大会となっているが、エントリー人数が増えることで、プレー環境が改善され、より質の高いゲームが増えることが考えられる。
やや負担軽減につながる	成年男子の年はあまり影響ないが、成年女子の年に影響があったため、やや負担軽減につながる。
やや負担軽減につながる	隔年種別ではあるが、2種別減少することにより、派遣人数が少なくなり、負担は軽減する。
やや負担軽減につながる	少年種別の拡大に伴う細かな調整は必要となるが、これまでスケジュール調整や選手・スタッフの確保に苦慮していた成年種別の派遣・サポート業務がなくなるため。 人員やリソースを少年種別に集中させることができ、全体としては負担軽減に繋がると考えるため。
やや負担軽減につながる	チーム数としては各県が減になることが多いので負担は減る。現状少年種別は実施されており、新たな種別ができることではないので負担にはつながらない。
やや負担軽減につながる	会場数や運営員等の確保が減になることで一部の負担は軽減されと考える。
やや負担軽減につながる	成年種別の選手選考や派遣業務がなくなることで、人的・金銭的負担の軽減が見込まれる。 一方で、少年種別の参加者拡大に伴う新たな調整業務も想定される。
やや負担軽減につながる	・試合数が減ることで開催県や競技団体の運営負担は軽減されとえられるため。
やや負担軽減につながる	種別が減ること 少年種別に特化することでチーム編成の負担は軽減
やや負担軽減につながる	本県サッカー協会は「大きく負担が軽減する」と回答。1競技、2種別の削減での選手派遣や大会運営については、やや負担は減るものの、その他多くの競技の選手派遣・大会運営を行っている中で、大きな負担軽減につながるものとは考えづらい。
やや負担軽減につながる	ブロック予選から本大会まで、試合数減により運営面では、ふたんは軽減となる
やや負担軽減につながる	競技力向上対策に少年、成年それぞれに予算を投じる必要があったが、少年だけに集中することができるため、負担は若干減るものと見込んでいる。
やや負担軽減につながる	参加チーム数の減少により、選手派遣及び大会運営に係る一定の負担軽減効果は期待される。 一方で、少年女子のチーム数増加に伴う競技日程や会場数の詳細が決まっていないことから、実際の影響については現時点では判断が難しい。
影響はない	国スポの選手登録人数がサッカー競技会における一般的な登録人数より少ないことがネックとなっていたが、本変更によりサッカー競技会の一般的な登録人数に近づくため、選手派遣・大会運営上の問題は特に無い。
影響はない	・2031年の国スポ奈良大会で成年種別を廃止する方向であるため、本県においては選手派遣、大会運営への影響は全くないが、2030年まで成年種別が開催されるため、来年の九州ブロック大会(佐賀県)を始め、沖縄県、福岡県、熊本県、大分県は少年種別を6月に、成年種別を8月にそれぞれ分けて開催しなければならないため、準備等が大変だと推察される。(PF回答より) ・成年種別の選手派遣については、参加することでの怪我や感染症のリスクが無くなるので、選手を送り出す側のチームからすれば正直なところ有難い話である。(PF回答より)
影響はない	試合数や参加人数が変更なければ、運営には影響が少ないと思われる。
影響はない	全体の選手・役員数は現行の920名から変更後は912名となり、ほぼ同規模が維持されている。したがって、種別の構成は変わるが、派遣費や運営の総体的なコストや規模に大きな変動はないと判断する。
やや負担が増える	開催種別が変更となることで大会開催の時期、会場の確保等でサッカー協会や会場と打ち合わせ・調整が必要となる。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q4 本変更による選手派遣・大会運営への影響について(規模・コスト面)	
効率化される	国スポ派遣に係る経費は、年々増加しており競技団体運営の大きな負担となっている。
効率化される	成年種別が廃止となることで効率化が期待できる。
効率化される	会場や宿泊施設の確保に加え、運営補助員の確保など、大会運営に係る負担の軽減効果は期待されます。
効率化される	種別が減ることで、大会運営のスタッフ・会場・費用の軽減、選手派遣にかかわるチームスタッフの人数と費用の軽減や移動・宿泊の手配の手間と費用の軽減、強化費・派遣費などの費用の軽減など、効率化に大きな効果がある。
効率化される	成年種別に係る選手選考や参加申込、宿泊・輸送調整などの業務がなくなること、都道府県スポーツ協会及び競技団体の事務負担は一定程度軽減され、大会運営全体としても効率化が図られるものと考えます。
効率化される	本変更によりサッカー競技会の一般的な登録人数に近づくため、大会運営への影響は特に無い。労力やコスト面に関しては、国スポにおける選手の登録人数全体にほぼ変更が無い(実数は減る)こと、また3種別(チーム)から2種別(チーム)となることで、開催県及び各都道府県のスポーツ協会及びサッカー協会にとって効率化される要素が多いと思われる。
効率化される	・成年種別は選手がシーズン途中で県外に移籍する場合があるが、少年種別は殆どないので、選手選考はある程度計算できる。中学から高校に進学する段階で、如何に宮崎県にとどまってくれるかが力ギとなってくる。成年種別が廃止になることで派遣選手数も+3名となり、女子の出場枠も16→24に増えるため、女子の強化には確実に繋がり、大会運営面において、成年種別が無くなることで何か影響があることは一切ない。(PF回答より)
効率化される	1チーム分の強化費を必要な事業や強化に振り分けることができる。
効率化される	事務処理や会場確保数の観点から効率化は図れると考える。
効率化される	・今年度から中国ブロック大会は暑熱対策のため、成年種別と少年種別の開催時期が分けて開催されている。運営や選手派遣に係る負担は増加している。成年種別の廃止により負担が軽減し、効率化が図られると想定する。
やや効率化される	参加選手数は変わらないが、1種別減ることで効率化にはなる。
やや効率化される	各ブロック大会の運営や選手の派遣費については主に県費を中心に運営されているが、4種別(成年男女は隔年開催・少年男女)から2種別に変更することで大会の規模及びコストへの影響はないと考える。また、隔年開催の成年男女を廃止することで、少年男女2種別の中長期的な大会運営や選手派遣の計画が立てやすくなると考える。
やや効率化される	サッカー競技全体として参加チーム数及び試合数が減少することでサッカー競技としての規模縮小・コストの低減が図られると考える。
やや効率化される	参加選手総数に大きな違いがないものの、開催種別の減少により、準備、運営等が効率化される。
やや効率化される	少年男女の参加人数増加に伴う直接的な経費増はあるものの、成年種別の廃止で浮いた遠征予算や指導スタッフ等の資源を少年へ一体的に集約できる。これにより、予算および人材の両面において、より無駄のない効率的な選手派遣および大会運営が可能になると見込んでいる。
やや効率化される	規模やコストについては実施の具体がはっきりと提示されていない(会場数、会場基準)ため、はっきりとは言い切れないが、現状の基準であれば効率化は図れると思う。
やや効率化される	参加側、運営側ともに効率化が図られる
やや効率化される	県サッカー協会は「効率化される」と回答。設問5でも回答したように、サッカー競技のみの影響はそこまで大きくないと考える。
やや効率化される	ブロック大会では実施種別減による負担減が想定される。
やや効率化される	成年種別削減によって、運営やコストについては効率化される
やや効率化される	種別が減ることで、表彰などの運営が効率化されると想定される。
変わらない	全体的な参加選手・参加チームは、成年種別を実施している現象と変わらないのであれば、規模・コストには影響ないとする。
変わらない	シミュレーションができないが、現行とさほど変わらないと思われる。 ただし、北信越サッカー協会としては「他の試合との重複調整や審判員確保」「北信越協会及び各FAの社員総会の日程変更の必要性」「女子のみの開催でのマンパワー不足、予算面の確保」等が課題として挙げられている。
変わらない	・大会運営の負担は軽減されるものの人数は変わらないため、規模・コストの効率は大きく変わらないと考える。
変わらない	成年種別廃止による総参加チーム数の減少に伴い、選手派遣及び大会運営に係る規模・コストの縮減が一定程度見込まれる。一方で、少年女子種別の拡大による会場使用計画や競技運営体制への影響が不明であり、開催県及び会場地市町村における実質的な負担軽減効果については現時点では判断できない。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q5 少年種別拡大への対応について	
問題なく対応可能	継続的なトレセン活動を実施しているため、対応は可能である。
問題なく対応可能	成年種別が廃止されると全体の参加人数は約920名から912名へと微減し、大会全体の規模は維持されている。また、少年種別での交代要員増や女子のチーム数増による拡大分は、十分に対応可能な範囲であると考ええる。
問題なく対応可能	チーム強化にあたっては現在もラージグループを編成し、選抜を行っていることから大きな影響はないと考える。
問題なく対応可能	本県サッカー協会では、合意済みであり、移行年度が明確化すれば対応可能。
問題なく対応可能	何への対応かが不明(質問の意図が不明) 拡大は問題ないと考ええる
問題なく対応可能	県サッカー協会と同意見。 少年種別拡大への対応については、問題なく対応可能。成年種別の本大会出場枠を縮小して少年種別への枠の拡大など、今後検討の余地があると考ええる。
問題なく対応可能	年齢制限を15歳にした国スポも検討してはいいのではないかと考える。
問題なく対応可能	少年女子の国スポ出場数が増えることにより、強化のチャンスが増える。 参加人数の増による交代要員が増えるため、選手への負担が軽減する。
問題なく対応可能	男女ともに選手はいるため。
問題なく対応可能	国スポの選手登録人数がサッカー競技会における一般的な登録人数より少ないことがネックとなっていたが、本変更によりサッカー競技会の一般的な登録人数に近づくため、対応に関して特に問題は無い。
問題なく対応可能	・2027年度九州ブロック大会(佐賀県)より、少年種別の選手数を男女それぞれ+3名増やし、その分は各県サッカー協会で旅費を負担することとなっている。(PF回答より) ・また、開催期日も少年種別は6月、成年種別は従来通り8月にそれぞれ実施することとして、九州FAでは協議がなされている。(PF回答より)
問題なく対応可能	愛媛県サッカー協会としては賛成しているため対応可能
問題なく対応可能	・全体では試合数が減ることで運営面の負担が軽減するため。
成年種別取りやめと併せて対応可能	大会の意義やFAの運営のことを考えると金銭面も含めて、成年種別をとりやめて、少年種別の拡大を併せて考えた方が良い。
成年種別取りやめと併せて対応可能	成年種別の取りやめと一体的に対応することで、これまで分散していた人員や財政資源を少年種別へシフト(選択と集中)させることができ、本県としても対応可能であると判断したため。
成年種別取りやめと併せて対応可能	少年種別の拡大については対応可能と考えます。
成年種別取りやめと併せて対応可能	成年種別の派遣がなくなることで人的・金銭的負担は一定軽減されるため、少年種別の参加規模拡大への対応は可能と考えます。
成年種別取りやめと併せて対応可能	試合数の増加については、運営や費用の負担につながることから反対。 成年種別の試合数を少年種別に移行することについては賛成できる。
成年種別取りやめと併せて対応可能	現時点では、開催地市町村も決まっていないことと、市町村から種別に関する要望も特にないことから、全体の受入人数に大幅な変更が無いのであれば対応は可能である。
一部課題がある	大会のレギュレーションや会場の設置基準によっては負担があるかもしれないが、現状の各種全国大会レベルの運営であれば問題はない。宿舎等については開催県によっては課題も残るが全体チーム数が減ることになり、対応も可能。
一部課題がある	過密化している少年種別の試合カレンダーを整理することが不可欠である。
一部課題がある	設問7の回答参照
一部課題がある	選抜する選手数を増やすことに何の問題もない。
一部課題がある	ブロック大会を運営する立場としては、今後サッカー協会とどのように実施するか検討が必要となるので、「問題なく対応可能」とは回答できない。
一部課題がある	少年種別拡大への対応については、競技会場数の増加を伴わない等、開催県や会場地市町村に影響が生じないこと、関係市町村の理解が得られることが前提となる。

**国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧**

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目		意見
Q6 国スポにおける少年種別への特化は競技力向上に寄与するかについて		
大いに寄与する		長崎県スポーツ協会としては、国スポの参加年齢区分であるU-16世代の選手強化を重点的に進めることが、U-17・U-18世代への継続的な強化につながり、ひいては競技力全体の向上につながるものと考えています。
大いに寄与する		公式戦出場機会の少ない高校1年生年代を中心とする大会とすることで競技力向上につながると考えられる。また、少年女子の本大会出場チーム数が増加することで、本大会出場の可能性が増加し、全国レベルを経験する機会が増加する。
大いに寄与する		U-17ワールドカップでは日本が成績を残せていないため、少年種別の特化について、競技力向上に大いに寄与すると考える。
大いに寄与する		U-16年代の強化に対し、好影響となる。
大いに寄与する		育成年代において、個々の選手の成長につながる非常に良い機会だと考えられる。
大いに寄与する		より多くの有望な育成年代の選手達へ、トップレベルの大会が経験できる機会を作ることができるため。
大いに寄与する		・熊本の犬伏高校や鹿児島県の神村学園等は別として、大分や福岡、佐賀、長崎はJクラブのユースチームが選抜チームの主力として大会に参加している。宮崎県でもテグバジャー口宮崎のJ2昇格により、U-18のユースチームが活性化することで、リーグ戦で県の強豪高校も活性化し、県内サッカーの競技力も向上すると考えます。(PF回答より)
大いに寄与する		和歌山県代表選手は、高校の運動部や部活動レベルの子どもたちから選抜されています。他府県のようなJクラブユースがなく、選抜される機会も少ないため、和歌山県代表として出場することは、他府県に比べて非常に有意義な経験となっています。 また、普段のチームとは異なる環境でチームプレーを経験することは、競技者としての幅を広げるとともに、自チームでのさらなる飛躍にもつながるため、競技力の向上に寄与すると考えます。
大いに寄与する		現状、国スポでは連戦で試合が行われている。大会中での怪我や体調不良、疲労によるコンディション不良などさまざまな状況が起こり得る、その中で現行の登録が16名は、選手のコンディションを考えれば厳しい状況である。選手の負担が少しでも軽減でき、強度の高いゲーム環境の中で、より良いコンディションで試合できることは、競技力の向上に大きく関わると考える。
大いに寄与する		出場枠の拡大により、全国大会の舞台を経験できる選手が増えることは、県全体の競技水準の向上に大きく寄与する。特に公式戦への出場機会が少ない高校1年生にとって、本国スポという高いレベルでの実践経験は、モチベーションの向上と早期の才能開花につながる貴重な機会であるため。
大いに寄与する		高校1年生年代中心のチーム構成であり、選手個人として高いレベルでのチャレンジの場となると思う。また、選抜構成により、日常と違う場での経験は多くの刺激やチャンスも得ることが想定される。指導者にとっても様々な選手や環境に触れ、さらなる指導力の向上が見込まれるため。
大いに寄与する		・少年男子もU-16化してから競技力が向上している。 ・成年男子は国スポ以外4日間の連戦を強いる大会はなく、選手のためにもなる。
大いに寄与する		JFAが掲げるU17世代の強化は、底上げの基盤として極めて重要であり、各都道府県における独自の強化やサッカーの普及・発展にも直結するものと確信しております。
大いに寄与する		選手数を増やすことにより、個々の選手の負担軽減はプレイの質と強度の向上につながる。チームとしても選手交代の選択肢が増えチーム戦術の多様化と深化につながる。 国スポを経験する選手を増やすことができ、この経験がその後の選手の競技力向上につながる。 現状、回戦が進むほど疲労の蓄積・怪我・出場停止などでプレイの質が落ち試合の質も落ちてしまう。選手を増やすことでプレイの質の向上、試合の質の向上が期待でき、国スポの魅力向上・意義の向上にもつながる。
ある程度寄与する		特に女子の育成・強化の環境改善を期待します。
ある程度寄与する		サッカー協会では中長期的な育成システムにおいて、大会過多にならないように調整されている。対象カテゴリーも学年にとらわれず、世界大会への出場カテゴリーを視野に考えられており、そういった意味では国スポはU16年代の育成強化につながるよう、全体のロードマップにバランスよく組み入れられている。
ある程度寄与する		サッカー界の現状を深く理解しているわけではないが、競技力向上を目指した変更だと思うのでそこに期待している。
ある程度寄与する		少年女子にとっては、出場枠数増加によって新たな目標となり、競技力向上へつながる可能性はある。
ある程度寄与する		選手の枠数が増えるのであれば戦術の幅が広がることや選手の機会創出にもなると考える。
ある程度寄与する		現在の成年種別はカレンダーの過密化により選手・スタッフの確保や調整に多大な負担が生じている。成年を廃止し少年種別へ特化することで、育成年代における一貫した強化体制の構築や環境整備をより手厚く行うことが可能となり、今後の競技力向上に寄与すると考える。
ある程度寄与する		少年年代へ重点的に競技資源を配分することは、将来的な競技力向上に一定の効果が期待できます。
ある程度寄与する		この変更のみで大幅な強化効果が得られるものではないと考えます。
ある程度寄与する		国スポにおけるサッカー全体の競技力向上には寄与しないと思われるが、少年種別の参加県数が拡大することについては、アンダー世代の競技力向上につながると考える。
ある程度寄与する		・少年種別の参加人数が増えることで多くの選手の大会参加が可能となり、競技力向上につながると考えられるため。 ・少年女子の国スポ参加枠の増加によって、少年女子種別の普及振興と競技力向上につながると考えられるため。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目		意見
	ある程度寄与する	国スポはU16世代の育成において重要な役割を担っていると考ええる。 一方で、プリンスリーグやプレミアリーグなど高いレベルでプレーする選手にとっては、所属チームでの活動との両立が難しく、県選抜への参加が負担となるケースもあるのではないかと。
	ある程度寄与する	少年種別の国スポ参加数が増えることは将来的な競技力向上に繋がるであろうと思われるが、それを国スポだけに求めることは疑問がある。サッカー界全体の競技力向上として他には何を行うのか不明なため、明確に「寄与する」とは答えられない。
	ある程度寄与する	競技団体が分析・判断しているものなので寄与すると考えます。
	あまり寄与しない	本県サッカー協会は「大いに寄与する」と回答。プロサッカーチームがほぼ全国に根付いているサッカー競技については成年種別の必要性が高くないと考えられる。しかし、「国スポにおける少年種別の特化」については、プロ化が進んでいない競技では、県内(ふるさと)成年選手から少年選手が受ける刺激が大きく、特に強化練習・合宿などで成年選手から得たスキルやメンタルなどがその後の少年選手の競技力向上だけでなく、郷土への愛着や関心を高めることに大きく影響している点を踏まえると全体としてはあまり寄与しないと考えられる。
	あまり寄与しない	少年種別に特化した大会を目指すのであれば、国スポ期間中はJFAやJリーグが主催する公式戦の日程を見直すなど、選手が国スポに参加しやすい環境づくりが必要であると思います。Jクラブをはじめとする関係団体の理解と協力が得られるのであれば、競技力向上への期待値は大幅に向上すると思います。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q7	女子種別の編成負担軽減について
強くそう思う	女子種別に関わるスタッフが少ないことから少年種別に特化することでチーム編成・強化の負担軽減につながる。
強くそう思う	成年、少年同一開催の場合、チーム編成が難しい都道府県が多いと聞いている。
強くそう思う	2種別から1種別になる ので、当然負担は軽減される。
強くそう思う	上記でも記載した通り、女子種別が2つあると関わるスタッフへの負担が多いのが事実です。
強くそう思う	成年女子選抜チームを編成する際には多くの都道府県が「ふるさと選手」を活用しているため、ブロック予選時のスケジュール調整に大変苦慮しており単独チーム以外は編成負担を軽減することになる。
強くそう思う	成年種別と少年種別の両方が開催されると、選手だけでなくチームスタッフやブロック予選の運営スタッフの確保も大変難しい。
強くそう思う	成年種別を編成するにあたり、高校以降の活動環境が男女とも県内に乏しいため難しいのが現状である。
強くそう思う	現在はなでしこリーグ2部に所属するチームを主体にチームを編成しているが、このチームが1部に昇格すると国スポへの出場は困難になる。その後は大学生を中心に高校生を組み入れていくことが考えられるが、大学生は夏季休業中で帰省する選手も多く、この時期の活動はハードルが高いかもしれない。そう想定した場合、選手の派遣がなくなることは負担軽減につながる。
強くそう思う	少年女子に特化することで、県内の高校・クラブを中心とした一貫した強化・編成が可能となり、負担軽減に大きく寄与すると考える。
強くそう思う	女子選手の確保やチーム編成に課題を抱える都道府県にとっては、一定の負担軽減につながるものと考えます。
強くそう思う	選手構成が厳しい現実のため、負担軽減につながると考えている。
強くそう思う	男子と比較すると分母(選手数)が少ないため
強くそう思う	高校・大学・社会人では活動日程が異なるため、選手選考や活動日の調整に多くの時間と労力を要しているのが現状です。遠征に伴う交通宿泊費などの経済的負担も大きく、それらの面での負担は軽減されます。
ある程度そう思う	長崎県サッカー協会では、成年女子と少年女子が同じ年に開催される際、選手確保やチーム編成に苦慮している現状にある。よって成年種別を取りやめ少年種別に特化することで、少年女子の編成についても負担が軽減されると考える。
ある程度そう思う	・宮崎県にはなでしこリーグ1部所属チームがあるため、チーム編成において負担を感じることはあまりないが、女子種別は全体的に選手登録数が少ないため、他県においては難しさもあると思われる。(PF回答より)
ある程度そう思う	成年女子のチーム編成が困難な都道府県については負担軽減につながる
ある程度そう思う	成年女子の選抜がなくなるため
ある程度そう思う	社会人の参集ではスケジュール調整や企業への協力依頼に難航することがあるため。
ある程度そう思う	・特に成年女子のふるさと選手の等の編成についての負担が軽減されるため。
あまりそう思わない	愛知県ではすでに編成において整理されており、成年女子、少年女子それぞれの種別に該当する選手も多いため特に負担軽減につながるとは感じない。
あまりそう思わない	本県では成年・少年ともに編成上の問題はないため、他県の状況が分からず、現時点では判断できない。
あまりそう思わない	現行の「女子」から「少年女子」になることで少年年齢域だけの選手構成になることから、他大会との日程調整等をサッカー協会内で行わない限り選手の確保に影響が出る可能性はある。
あまりそう思わない	県サッカー協会は「強くそう思う」と回答。女子種別の強化を考えるならば、負担を軽減するよりも、成年女子、少年女子の2種別を継続し、国スポへの出場機会を増やし、そのための強化事業を種別ごとに充実させることが優先されるべきではないかと考える。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
Q8 自由記述	女子は女子サッカーの普及拡大・女性指導者養成等を積極的に進める施策の1つとして、(選手層の薄い県でも普及できるように)成年と少年の2種別に分けた経緯があります。その経緯を考慮すると、設問13にある編成負担軽減を成年種別取りやめの理由づけとして提示するのは違うのではと思います(少年種別に限定することはもちろん賛成ですが、特に女子は編成負担軽減のために理由にするのは違うという思いです)。 決勝まで進んだ場合、過密日程による選手への負担が大きく、怪我につながりかねないため、せめて1日程度休みの日を設けることが必要と考える。(選手ファースト) サッカー界においては、FIFA U-17ワールドカップの毎年開催化に伴い、U-16年代における早期の選手発掘と強化が世界的な重要課題となっています。本県を含め、本国スポへの出場枠が拡大し、上級生主体の公式戦(インターハイや選手権等)では出場機会が限られがちな高校1年生が、県代表としての責任を持って全国規模の真剣勝負を経験できることは、将来の強化に向けた極めて大きな財産となります。 これまで成年種別がアマチュア選手の自己実現の場として、また地域振興の核として果たしてきた多大な役割も十分に認識しており、その意義が失われることへの葛藤もあります。しかし、近年の国際情勢や育成年代における一貫した強化の必要性を総合的に判断すれば、少年種別を軸とした今回の再編は、日本の競技力を次段階へと引き上げるために「やむなし」かつ「妥当」な決断であると考えます。 国スポが勝敗を超え「スポーツを通して様々な経験する場」としての役割を持つのであれば、この取り組み(少年種別に特化)は対象年齢層や各都道府県のそれへの取り組みを含め素晴らしい遺産を残していくと思う。 決定・告知を早急にして頂きたい。 大人の都合で少年種別の増員が遅れば遅れるほど選手を危険にさらすことになる。少年のリスクを鑑み、2028年大会から適用して欲しい。成年の試合を予定していた会場で、少年女子の試合の増加分などの開催する。 現在、少年男子U-16は15才(中3)と16才(高1)で選手構成されていますが、中学から高校に進学する場合優秀な選手は県外に流出してしまっているのが現実です。強化費を使い育てた選手が他県で出場している現状が悩ましいです。出来れば現在のU-16をU-15orU-17に変更で問題解決できると思います。 国民スポーツ大会は、少年世代の競技力向上だけでなく、成年世代の競技継続や地域スポーツの振興においても重要な役割を果たしています。少年種別への重点化という方向性については理解しますが、成年種別の廃止により、大学生・社会人世代の競技目標や競技継続の機会が減少することが懸念されます。佐賀県においては、成年世代の強化は継続して取り組むべき重要な課題であり、成年種別は選手の競技継続や競技力向上を支える重要な役割を担っています。 そのため、成年種別を廃止する場合についての代替施策をご検討ください。 【成年男子】全国社会人サッカー選手権大会のより一層のブランド化今現在、国スポに参加している成年チームは、ほとんどが4部、5部相当のアマチュアチーム、もしくは選抜チームで構成されています。この選手たちの実質的の最高峰大会の一つである国スポと同等の価値を持つような大会へのブランド化を希望します。 【成年女子】代替大会の創設 男子で言う、全国社会人サッカー選手権大会のような、国スポ同等のJFA主催大会の開催を希望します。 国スポと同規模の大会が、現在存在していない状況で、出場機会の減少は深刻であると考えます。成年女子選手たちの目標となる代替大会の開催を希望します。 少年種別への重点化を進める方向性については理解しますが、その効果を高めるためには、JFAやJリーグをはじめとする関係団体との日程調整や参加環境の整備が不可欠です。また、成年選手の競技機会や地域スポーツへの影響にも十分配慮し、円滑な制度移行を図っていただきたいと思います。 本回答は、(一財)静岡県サッカー協会理事会にて審議いただいた回答となります。 少年種別の登録人数については、長崎県サッカー協会の意向にもあるように、18名へと増員し、交代要員を7名確保できる体制が望ましいと考えている。特に近年の厳しい暑さを踏まえると、選手が安心してプレーできる環境を整えることはとても重要であり、そのためには適切な編成基準を設けることが必要ではないかと思う。 ・昨年、長崎県で行なわれた九州ブロック大会で、少年女子種別の会場に伺った際、宮崎県の選手2名が熱中症と思しき症状で途中交代した。残りの試合を交代要員が2名しかいない状況で戦わなければならない、近年の酷暑の中でのゲームにおいて、選手の安全が脅かされる状況となっている。(PF回答より) ・予算の関係で、選手を増やせないとのことであれば、選手にとってメリットが無い成年種別を廃止し、その予算を未来ある少年種別に回し、活動の充実を図ることは至極当然であると考えている。(PF回答より) 女子チームの編成の負担は減少するが、強化に与える影響は限定的であると考ええる。 サッカー界の実情を深くわかっていない立場では回答しづらい部分がある。 現在進められている国スポ改革(案)では、大会理念に「トップアスリートと地域スポーツの好循環～人と地域の未来を創る」を掲げられている。サッカー競技全体として、何らかの形でこの理念に向けた取り組みを望みます。 国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議においても意見されている通り、持続可能な大会とするならば、国民スポーツ大会と社会との共生性を明確にするべきであり、なぜ国民スポーツ大会をやるのか、その意義を明確化する必要がある。少年種別だけでの開催を認めてしまい、それが他競技へも影響していくと、国民スポーツ大会としてやる意義があるのか、という懸念がある。

国民スポーツ大会 サッカー競技「実施種別変更(少年種別への特化及び成年種別取りやめ)」に関する意見聴取
自由記述回答一覧

※自由記述の回答があるもののみを抜粋 網掛けは開催県からの意見

項目	意見
	成年種別を取りやめることで選手個々のモチベーション等が失われることが懸念されるが、他大会により過密日程のため選手確保に苦慮することも事実であり判断が難しい。
	他県が抱える課題や現状を事前に共有した上で意見を求めてほしい。 各県で状況は大きく異なるため、自県では問題のない競技については反対意見となりやすく、他県の実情を踏まえた議論が必要である。
	「5」で記載のとおり。
	県サッカー協会は「できれば来年度からでもしていただきたい」と回答。 本会としては、成年種別廃止については地域スポーツ振興の上でも慎重に考えていただきたい。成年男子の過去の優勝(準優勝)の都道府県は、R7鹿児島(大分)、R6東京(高知)、R5高知(鹿児島)、R4大分(岐阜)、R1茨城(福井)とJ1チーム以外の都道府県も多くあり、成年種別の地域スポーツ振興への貢献は非常に大きいものがあると考えられる。世代別世界大会での勝利も大事ではあるが、国民スポーツ大会の意義である「国民のスポーツ振興」「競技力向上」「地域活性化」のバランスの取れた、単に日本一を決める大会だけでなく全競技・全種別選手へ寄与できる大会にしていきたい。
	ワールドカップやプロリーグを重視するだけでなく、地域スポーツや生涯スポーツの振興を考える必要がある。
	ブロック大会での実施方式変更となる場合、ブロック幹事県のコスト増とならないよう実施方式の工夫や競技団体でも相応の負担をお願いします。



公益財団法人日本スポーツ協会

会長 遠藤 利明 様

(写)

公益財団法人日本サッカー協会

会長 宮本恒靖

(公印省略)

国民スポーツ大会サッカー競技 実施種別変更に関する要望書

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は日本サッカー協会（JFA）の事業に対してご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国民スポーツ大会サッカー競技実施種別について、以下のとおり変更を要望いたしますので、貴協会にてご審議をお願いいたします。

敬具

■変更内容

国民スポーツ大会サッカー競技実施種別を少年種別に特化し、成年種別を取りやめる。合わせて少年種別の参加人数・チーム数を増加する。

変更後の種別・参加人数

種別	監督	選手	参加都道府県	小計	合計（人）
少年男子	1	<u>18</u>	24	<u>456</u>	<u>912</u>
少年女子	1	<u>18</u>	<u>24</u>	<u>456</u>	

※参考 現行種別・参加人数

種別	監督	選手	参加都道府県	小計	合計（人）
成年男子、女子	1	15	16	256	920
少年男子	1	16	24	408	
少年女子	1	15	16	256	

■適用希望大会

2031 年第 85 回奈良大会から

■経緯・目的

・2024 年から FIFA U-17（男女）ワールドカップが隔年開催から毎年開催に移行したが、当該大会では日本が成績を残せておらず、当該年代の更なる強化が必要である。国民スポーツ大会サッカー競技を当該年代トップ選手が出場する強化の場とするため。

・成年女子、少年女子が同一年開催の場合、チーム編成が難しい都道府県が多いため。

添付：説明資料

国民スポーツ大会（サッカー競技） 実施種別変更について （少年種別への特化及び成年種別取りやめ）

公益財団法人日本サッカー協会
2026/5/14

Japan Football Association



■サマリー

国民スポーツ大会サッカー競技（以下、国スポ）実施種別を以下のとおり変更する。
本理事会後に正式に日本スポーツ協会（JSPO）に要望する。（※最終決定はJSPO）

■変更要望内容（※各関連団体、会議体にて合意済み）

・サッカー競技開催種別を**2031年奈良大会から少年種別に特化（規模拡大）し、成年種別を取りやめる**

※2030年島根大会まではJSPOから開催地内定済で、既に施設整備が進んでいるため成年種別取りやめが難しいため

実施種別	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	青森	宮崎	長野	群馬	島根	奈良	山梨	鳥取
成年男子（隔年）	—	○	—	○	—	×（取りやめ）	×	×
成年女子（隔年）	○	—	○	—	○	×	×	×
少年男子（U-16）	○	○	○	○	○	規模拡大して実施*	→	→
少年女子（U-16）	○	○	○	○	○	規模拡大して実施*	→	→

*内訳

			現行		
種別	監督	選手	チーム数	小計	合計（人）
成年男女	1	15	16	256	920
少年男子	1	16	24	408	
少年女子	1	15	16	256	



			変更後		
種別	監督	選手	チーム数	小計	合計（人）
成年男女			取りやめ		0
少年男子	1	18	24	456	912
少年女子	1	18	24	456	

■背景、理由

- ・国スポの実施種別は、2022年栃木大会から少年男子・少年女子は毎年実施し、成年男子・成年女子を交互に隔年実施している
- ・一方で、**現在の種別設定では以下の各種課題がある**ことから、**成年種別を取りやめ、そのリソースを少年男子・女子に振り分けることにより解決を図りたい**
- ・各関連団体、会議体にて**実施種別変更方針について合意済み**

課題	解決策
U-17日本代表の世界大会での成績 2024年からFIFA U-17（男女）ワールドカップが隔年開催から毎年開催に移行したが、当該大会では日本が成績を残せておらず、 当該年代の更なる強化が必要	U-17日本代表世代の更なる強化 ・少年種別に特化し強化の機会とする ・少年女子のチーム数を増やす
年間カレンダーの過密化（成年男子） 成年男子種別年代は、7～8月公式試合非開催のJFA方針、2026年からのシーズン移行(秋春制)により、年間 カレンダーが過密化する	過密日程の解消 ・成年男子種別を取りやめ、過密化を解消する（少年男子への特化）
女子チーム編成への負担 成年女子、少年女子が同一年開催の場合、チーム編成が難しい 都道府県が多い	女子チーム編成の負担軽減 ・成年女子種別を取りやめる（少年女子への特化）
交代要員の人数設定（国スポのプレー環境の厳しさ） ・3種別設定上限人数による交代要員人数4～5人(JFA主催大会では通常7名以上) ・暑さが残る9・10月で最大5日の連戦	交代要員7名確保 ・成年種別を取りやめ、少年種別の人数・チーム増（交代要員7名に設定）

■ JSPOにおける今後の流れ

- 5/29 第1回国スポ検討小委員会にてJFA要望に基づき審議
- 6～7月 国スポ開催県に変更案に対する意見照会
- 8/20 第2回国スポ大会委員会にて承認（予定）

1. JAPAN BOWLINGからの要望 ※詳細 JAPAN BOWLING作成資料参照

- (1)要望内容:競技方法を見直し、所要時間・経費の削減を図ったうえで、参加都道府県数(参加者数)を増やす
- (2)適用希望大会:2027年 第81回国民スポーツ大会(宮崎県)から

2. 本委員会において協議いただきたい事項

○競技方法及び競技日程の見直しにより、開催地の負担軽減が図られることを前提として、代表都道府県数を25から26へ変更することについて、開催県(宮崎県以降)及び都道府県スポーツ協会への意見聴取を実施し、おおむね8割以上の賛同が得られた場合は、要望内容を認めることとしてよいか。

3. 補足

○意見聴取を9月18日(金)回答締め切りとして行っているが、第81回大会からの適用とするためには、9月中の方針決定が必要

(※JAPAN BOWLING作成資料参照)となるため、先に取り進め方を伺うものである。

○「国体改革2003」において参加人数を全競技一律15%削減して以降、「開催地負担の増加につながる参加人数の増加は認めない」としてきた経緯がある。一方、本提案では、競技方法及び競技日程を見直すことで、開催地負担の軽減が図られるとしている。

○JAPAN BOWLINGは宮崎県及び宮崎市に対して事前に説明を行い、両者からは「基本的に賛同する」として回答を得ている。



2026 年 6 月 30 日

公益財団法人日本スポーツ協会
会 長 遠藤 利明 様

(写)

公益財団法人 JAPAN BOWLING

会 長 丹羽 秀樹



国民スポーツ大会ボウリング競技 競技内容および代表都道府県数変更に関する要望書

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当団体の諸事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民スポーツ大会ボウリング競技におきまして、別紙（資料 # 1）の通り、競技内容および代表都道府県数を変更したいと存じますので、ご審議の程、お願い申し上げます。

なお、別紙変更内容につきましては、当団体理事会においても承認済みであることを申し添えます。

敬具

記

■競技内容変更の経緯

当団体における見直し協議の出発点は、「競技時間短縮」でした。従来の競技日程は選手・監督のみならず、運営側にも負担が大きく、当団体においてその負担軽減を議論する際、その過程で「競技日数削減による経費節減との差し引きで、代表都道府県数を全て 26 にしたい」との意見がまとまり、競技時間短縮および競技日数削減が実現可能な変更内容を作成することとしました。

■代表都道府県数変更の経緯

ボウリング競技では、第 78 回国民スポーツ大会（佐賀）より代表都道府県数を統一しましたが、「参加人数増は認められない」との制限から、25 に統一することとしました。ボウリング競技は、「1 ボックス（隣り合う 2 つのレーン）」を 1 つの単位として、複数の選手（チーム）が左右交互に投球することから偶数であることが望ましいため、26 に変更したいと考えています。

なお、ボウリング競技では、各ブロックにおける代表都道府県数を「当該ブロックを構成する都道府県数の 1/2」としています（北海道は単体で 1 つのブロックとなるため、北海道の代表都道府県数は 1 となります）。構成する都道府県数が奇数となる北信越ブロックおよび中国ブロックは、本大会の開催地により 2/5 あるいは 3/5 となります（本大会を東日本で開催する場合は北信越ブロックが 3/5、中国ブロックが 2/5 となり、西日本で開催する場合はその逆）。仮に代表都道府県数を 24

とした場合、「当該ブロックを構成する都道府県数の 1/2」とすることが困難になりますので、代表都道府県数は 26 であることが望ましいです。

■今回の提案

代表都道府県数の見直しに伴って参加人数は僅かに増加しますが、競技日数を減らし、競技会にかかるトータルコスト（全体経費）を削減可能な変更案としました。

■適用希望大会

2027 年度第 81 回国民スポーツ大会（宮崎）からの適用を希望いたします。なお、貴会における審議の都合上、決議が 2026 年 10～11 月頃となる場合、2028 年度第 82 回国民スポーツ大会（長野）からの適用を希望いたします。（各地区ブロック大会における競技内容変更が間に合わない可能性があるため）

■備考

本変更案について、宮崎県および宮崎市には既に打診を済ませ、「基本的に賛同する」とご回答いただきました。なお、宮崎県からは、代表都道府県数の見直しに関して「各都道府県スポーツ協会及び競技団体の意向を踏まえ、慎重に検討いただきたい」とのご要望をいただけています。あわせて、宮崎市からは「競技日程及び競技時間の短縮による大幅な負担軽減が期待できることから、ぜひ宮崎大会からの採用をお願いしたい」とのご意見をいただきました。

以上

【資料 # 1 - 1】

国民スポーツ大会改革案について

●改革案基本コンセプト

- ・参加都道府県数を「25」⇒「26」に増枠する。
- ・競技会会期および1日あたりの競技時間を減らし、参加選手および大会関係者の負担を軽減する。
- ・参加都道府県数を増やすことで若干の支出増となるが、競技会会期を短縮することで大幅な支出減が見込まれる。ボウリング競技会にかかる総支出が減少することを材料に、公益財団法人日本スポーツ協会に対して参加都道府県数の増枠交渉を行う。

●改革案（種別（種目）及び参加人数）

種 別	種 目	種目数		監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計 (人)
成年男子	個 人 戦	1	1 0	1	4	2 5	1 2 5	4 0 0
	団体戦(2人)	1						
	団体戦(4人)	1						
成年女子	個 人 戦	1		1	4	2 5	1 2 5	
	団体戦(2人)	1						
	団体戦(4人)	1						
少年男子	個 人 戦	1		1	2	2 5	7 5	
	団 体 戦	1						
少年女子	個 人 戦	1		1	2	2 5	7 5	
	団 体 戦	1						



種 別	種 目	種目数		監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計 (人)
成年男子	個 人 戦	1	1 0	1	4	2 6	1 3 0	4 1 6
	団体戦(2人)	1						
	団体戦(4人)	1						
成年女子	個 人 戦	1		1	4	2 6	1 3 0	
	団体戦(2人)	1						
	団体戦(4人)	1						
少年男子	個 人 戦	1		1	2	2 6	7 8	
	団 体 戦	1						
少年女子	個 人 戦	1		1	2	2 6	7 8	
	団 体 戦	1						

【資料 # 1 - 1】

●改革案（競技上の規程及び方法）

改 定 案	現 行
4 競技上の規程及び方法 (中略) (3) 競技方式は、レギュラー方式の競技はデュアルレーン方式、ベーカー方式の競技はシングルレーン方式で実施する。 (4) 競技方法 ア 個人戦（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子） 〔予 選〕 団体戦（2人チーム戦）の予選（合計3ゲーム）の個人得点上位8名が決勝戦に進出する。 〔決 勝〕 予選にて選出された8名がトーナメント方式による1ゲームマッチを行い、その得点により順位を決定する。敗退者の順位は、敗退者の得点により決定する。 イ 個人戦（少年男子、少年女子） 〔予 選〕 団体戦（2人チーム戦）の予選（合計6ゲーム）の個人得点上位8名が決勝戦に進出する。 〔決 勝〕 予選にて選出された8名がトーナメント方式による1ゲームマッチを行い、その得点により順位を決定する。敗退者の順位は、敗退者の得点により決定する。 ウ 団体戦〔2人チーム戦〕（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子） 〔予 選〕 各選手がレギュラー方式3ゲームの競技を行い、チームの合計得点の上位8チームが決勝戦に進出する。 〔決 勝〕	4 競技上の規程及び方法 (中略) (3) 競技方式は、デュアルレーン方式で実施する。 (4) 競技方法 ア 個人戦（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子） 〔予 選〕 前半3ゲーム、後半3ゲームの計6ゲームの競技を行い、その合計得点の上位8名が決勝戦に進出する。 〔決 勝〕 予選にて選出された8名がさらに3ゲームの競技を行い、予選を含め合計9ゲームの総得点により順位を決定する。 イ 団体戦〔2人チーム戦〕（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子） 〔予 選〕 各選手が3ゲームの競技を行い、チームの合計得点の上位8チームが決勝戦に進出する。 〔決 勝〕

【資料 # 1 - 1】

予選にて選出された 8 チームがさらに レギュラー方式により 各選手 3 ゲームの競技を行い、予選を含め合計 6 ゲームの総得点により順位を決定する。 エ 団体戦〔2 人チーム戦〕(少年男子、少年女子) 〔予 選〕 各選手が レギュラー方式 6 ゲームの競技を行い、チームの合計得点の上位 8 チームが決勝戦に進出する。 〔決 勝〕 予選にて選出された 8 チームがさらに レギュラー方式により 各選手 3 ゲームの競技を行い、予選を含め合計 9 ゲームの総得点により順位を決定する。 オ 団体戦〔4 人チーム戦〕(成年男子、成年女子) 〔予 選〕 各 チーム が ペーカー方式 10 ゲームの競技を行い、チームの合計得点の上位 8 チームが決勝戦に進出する。 〔決 勝〕 予選にて選出された 8 チームがさらに ペーカー方式により 各チーム 4 ゲームの競技を行い、予選を含め合計 14 ゲームの総得点により順位を決定する。 (5) 同位の裁定 各種目とも、予選において同順位が生じた場合、ボウリング競技規則第133条に基づき裁定する。 個人戦の決勝において対戦選手同士が同得点の場合、9-10 フレームの決定戦を決着がつくまで行う。決定戦の投球は、双方がそのゲームを終了したレーンで行うものとする。この場合、予選順位上位の選手がレーン及び投球順を選択する。さらに 2 回目の決定戦では、競技者はレーンを変えて、投球順は逆とする。敗退選手が同得点の場合、同順位としてその順位を共有し、次の順位を欠位とする。	予選にて選出された 8 チームがさらに各選手 3 ゲームの競技を行い、予選を含め合計 6 ゲームの総得点により順位を決定する。 ウ 団体戦〔4 人チーム戦〕(成年男子、成年女子) 〔予 選〕 各選手が 3 ゲームの競技を行い、チームの合計得点の上位 8 チームが決勝戦に進出する。 〔決 勝〕 予選にて選出された 8 チームがさらに各選手 3 ゲームの競技を行い、予選を含め合計 6 ゲームの総得点により順位を決定する。 (5) 同位の裁定 各種目とも、予選において同順位が生じた場合、ボウリング競技規則第133条に基づき裁定する。ただし、決勝において同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。
---	---

【資料 # 1 - 1】

団体戦（2人チーム戦）および団体戦（4人チーム戦）の決勝において同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。	
---	--

●改革案を基にした競技日程案

- ・別添『資料 # 1 - 2』参照
- ・30 レーン想定（滋賀・ラピュタボウル彦根など）でも 60 レーン想定（長野・ヤングファラオなど）でも、いずれの場合でも競技会会期の短縮が可能
 - ・30 レーン想定 5 日間⇒4 日間
 - ・60 レーン想定 4 日間⇒3 日間

●改革案に伴う収支について

- ・30 レーン想定案を基に、選手監督の人数および滞在日数の変更に伴う費用変動の試算結果を以下の表にまとめる。

区分	項目	元条件	新条件(改革案)	差異
少年種別	選手監督数	150 名	156 名	+6 名 (+4%)
	滞在日数	2 日間	2 日間	0 (変更なし)
	延べ人日数	300 人日	312 人日	+12 人日
成年種別	選手監督数	250 名	260 名	+10 名 (+4%)
	滞在日数	5 日間	4 日間	-1 日間 (-20%)
	延べ人日数	1,250 人日	1,040 人日	-210 人日
全体合計		1,550 人日	1,352 人日	-198 人日
費用評価 (割合)		100.00%	87.23%	-12.77%

- ・少年種別では人数が 4%増加するが、滞在日数が維持されたため、全体費用への影響は限定的 (+0.77%分)。
- ・成年種別では、人数が 4%増加したものの、滞在日数が 1 日 (20%) 短縮された影響が大きく、全体費用を大きく押し下げる要因 (-13.54%分) となった。
- ・結論として、全体の総費用は元の費用に対して約 87.23% (約 12.8%の削減) になると試算される。
- ・上記のほか、会場借上げ費用も 1 日分削減出来る ことから、より大きな費用減が見込まれる。

〔35〕 ボウリング競技

競 技 日 程（案） 30レーン想定

<競技会前々日 月 日()>

	公式練習(少年男子)	
	公式練習(少年女子)	

<競技会前日 月 日()>

	総合開会式	
--	-------	--

<1日目 月 日()>

9:00 ~ 10:50	少年女子	団体戦	予選 前半	2×2名打(26L)
11:05 ~ 12:55	少年男子	団体戦	予選 前半	2×2名打(26L)
13:10 ~ 15:00	少年女子	団体戦	予選 後半	2×2名打(26L)
15:15 ~ 17:05	少年男子	団体戦	予選 後半	2×2名打(26L)
17:45 ~ 18:30	公式練習(成年女子)			
18:45 ~ 19:30	公式練習(成年男子)			

<2日目 月 日()>

9:00 ~ 10:20	少年女子・男子	個人戦	決勝TM	1×1名打(28L)
10:40 ~ 12:40	少年女子・男子	団体戦	決勝	2×2名打(16L)
13:20 ~ 14:05	少年男女	表彰式 個人戦・団体戦		
14:50 ~ 18:30	成年女子	団体戦(2人チーム)	予選	4×4名打(28L)

<3日目 月 日()>

8:30 ~ 12:10	成年男子	団体戦(2人チーム)	予選	4×4名打(28L)
12:25 ~ 15:45	成年女子	団体戦(4人チーム)	予選	4×4名打(26L)
16:05 ~ 17:25	成年女子・男子	個人戦	決勝TM	1×1名打(28L)
17:45 ~ 19:45	成年女子・男子	団体戦(2人チーム)	決勝	2×2名打(16L)

<4日目 月 日()>

9:00 ~ 12:20	成年男子	団体戦(4人チーム)	予選	4×4名打(26L)
12:40 ~ 13:25	成年女子・男子	表彰式 個人戦・団体戦(2人チーム)		
13:55 ~ 15:25	成年女子	団体戦(4人チーム)	決勝	4×4名打(8L)
	成年男子	団体戦(4人チーム)	決勝	4×4名打(8L)
16:25 ~ 17:10	成年女子・男子	団体戦(4人チーム)	表彰式	
	団体総合			
	閉会式			

※当日、進行状況により時間が前後する場合があります。

[35] ボウリング競技
競 技 日 程 (案) 60レーン想定

<競技会前々日 月 日()>

	公式練習(少年男子)	
	公式練習(少年女子)	

<競技会前日 月 日()>

	総合開会式	
--	-------	--

<1日目 月 日()>

9:00 ~ 10:50	少年女子	団体戦	予選 前半	2×2名打(26L)
	少年男子	団体戦	予選 前半	2×2名打(26L)
11:05 ~ 12:55	少年女子	団体戦	予選 後半	2×2名打(26L)
	少年男子	団体戦	予選 後半	2×2名打(26L)
14:30 ~ 15:50	少年女子・男子	個人戦	決勝TM	1×1名打(28L)
16:20 ~ 18:20	少年女子・男子	団体戦	決勝	2×2名打(16L)
18:50 ~ 19:35	公式練習(成年女子)			
19:50 ~ 20:35	公式練習(成年男子)			

<2日目 月 日()>

9:00 ~ 10:50	成年女子	団体戦(2人チーム)	予選	2×2名打(52L)
11:10 ~ 11:55	少年男女	表彰式 個人戦・団体戦		
12:15 ~ 14:05	成年男子	団体戦(2人チーム)	予選	2×2名打(52L)
15:05 ~ 16:25	成年女子・男子	個人戦	決勝TM	1×1名打(28L)
16:45 ~ 18:45	成年女子・男子	団体戦(2人チーム)	決勝	2×2名打(16L)

<3日目 月 日()>

9:00 ~ 12:20	成年女子	団体戦(4人チーム)	予選	4×4名打(26L)
	成年男子	団体戦(4人チーム)	予選	4×4名打(26L)
12:40 ~ 13:25	成年女子・男子	表彰式 個人戦・団体戦(2人チーム)		
14:10 ~ 15:40	成年女子	団体戦(4人チーム)	決勝	4×4名打(16L)
	成年男子	団体戦(4人チーム)	決勝	4×4名打(16L)
16:40 ~ 17:25	成年女子・男子	団体戦(4人チーム)	表彰式	
	団体総合			
	閉会式			

※当日、進行状況により時間が前後する場合があります。

(写)

第 8 回 JSPO 国スポ発第 123 号
令和 8 年 8 月 17 日

都道府県スポーツ協会
事務局 長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ大会委員会
委員長 山 本 浩

国民スポーツ大会におけるボウリング競技の
競技方法及び代表都道府県数(代表人数)変更について(意見照会)

平素より国民スポーツ大会をはじめ当協会スポーツ推進事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人 JAPAN BOWLING から、標記の件について別添のとおり要望がありました。

ついては、貴会のご意見を伺いたく、令和 8(2026)年 9 月 18 日(金)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見照会内容

競技方法を見直し、所要時間・経費の削減を図ったうえで、代表都道府県数(参加者数)を増やすことについて、ご意見を伺います。詳細は別添「送付用 JAPAN BOWLING 要望書一式 ボウリング競技 競技方法及び代表都道府県数(代表人数)変更について」を参照ください。

2. 変更の適用開始

令和 9(2027)年第 81 回大会本大会(宮崎県)から

3. ご回答方法／ご回答期限

(1) 回答方法:アンケートフォームからご回答ください。回答項目は別添「回答フォーム内容スポ協」を参照ください。(<https://forms.cloud.microsoft/r/F5YNKtiekC>)

(2) 回答期限:令和 8(2026)年 9 月 18 日(金)まで

※貴会加盟のボウリング協会の関係者の方等にもご確認の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

4. 備 考

開催県(宮崎県以降)及び都道府県スポーツ協会への意見聴取を実施し、おおむね 8 割以上の賛同が得られた場合は、要望内容を了承することを予定しています。最終的な決定は国民スポーツ大会委員会での審議となります。

当協会としては、2003 改革において参加人数を全競技一律 15%削減して以降、「開催地の負担増加につながる参加人数の増加は認めない」としておりましたが、本提案では、競技方法及び競技日程を見直すことで、開催地の負担軽減が同時に図られるとされており、一方で派遣母体である都道府県スポーツ協会にも影響があることからご意見を伺ったうえで、検討をたく考えております。

【本件に関する問い合わせ先】

国スポ推進部 国スポ課 担当:富澤

E-mail: kokuspo@japan-sports.or.jp

TEL:03-6910-5808

開催基準要項細則 改定対比表

現行	改定案	説明
3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等) (1)大会及びブロック大会 1)参加資格 ①～③ (略) <u>(新設)</u> ④選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。 (以下省略)	3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等) (1)大会及びブロック大会 1)参加資格 ①～③ (略) <u>④選手及び監督は、異なる種別に重複して参加することはできない。</u> <u>i)競技別実施要項において、監督が種別共通で配置される競技においてはこの限りではない。</u> <u>ii)競技別実施要項において、選手及び監督の複数種目・種別の参加が認められている場合においてはこの限りではない。</u> ⑤選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。 (以下省略)	従来の運用が明確になるよう追記。 以下項番号修正
<附則> (114)本細則第 3 項の参加資格については、令和 8 年 6 月 2 日に改定し、施行する。	<附則> (114)本細則第 3 項の参加資格については、令和 8 年 6 月 2 日に改定し、施行する。 <u>(115)本細則第 3 項の参加資格については、令和 8 年 8 月 20 日に 改定し、第 81 回大会より施行する。</u>	附則追加

<改定理由> 本改定は、開催基準要項細則とは別に定められる「参加資格、年齢基準等の解釈・説明」に記載されている内容を条文に明文化するもの。参加資格の解釈や意図を変更するものではない。これにより意図しない参加資格違反を未然に防ぐ効果が期待される。

【事例 図解】

④の例

基本例

	監督	選手
成年男子	1	1
成年女子	1	1
少年男子	1	1
少年女子	1	1

④- i)の例

	監督	選手
成年男子	1	1
成年女子		1
少年男子	1	1
少年女子		1

④- ii)の例

競泳と OWS

A 氏が競泳と OWS の両方に監督として出場する。

⑤の例

(1)監督と選手の違反にならない兼任の例

	監督	選手
成年男子	A 氏	A 氏
成年女子		
少年男子		
少年女子		

(2)異なる種別にエントリーした

監督と選手の兼任違反の例

	監督	選手
成年男子		A 氏
成年女子	A 氏	
少年男子		
少年女子		

(3)複数種別の監督にエントリーした違反例

	監督	選手
成年男子	A 氏	
成年女子		
少年男子	A 氏	
少年女子		

国民スポーツ大会開催基準要項細則(案) <抜粋>

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。なお、国籍、在留資格は参加申込時点で条件を満たしているかを判断し、大会終了時まで継続して条件を満たすこと。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。都道府県代表選手の選抜にあたっては、別に定める「国民スポーツ大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づくこと。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iii) ふるさと選手(「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による)

[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手及び監督は、異なる種別に重複して参加することはできない。

- (i) 競技別実施要項において、監督が種別共通で配置される競技においてはこの限りではない。
- (ii) 競技別実施要項において、選手及び監督の複数種目・種別の参加が認められている場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- ⑦ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- ⑧ 選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会又は冬季大会参加前の1年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。
- ⑨ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民スポーツ大会予選会免除に関する要領」及び「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
 - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ⑩ 上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の10月1日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1～4、教師、上級教師)を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 勤務地
- (iii) ふるさと(「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

〈 附 則 〉

(1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

3－(1) ①オ(ア)

3－(1) ②ウ“大学を除く”

5－(1) ①②

＜ 中略 ＞

(114)本細則第 3 項の参加資格については、令和 8 年 6 月 2 日に改定し、施行する。

(115)本細則第 3 項の参加資格については、令和 8 年 8 月 20 日に 改定し、第 81 回大会より施行する。

国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン
改定対比表(案)

現行ガイドライン	改定案	備考
1～2（省略）	1～2（省略）	
3.協賛概要 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会(以下「両当事者」という。)が協議の上、大会ごとに協賛<u>メリット</u>・協賛カテゴリー等「国民スポーツ大会協賛概要(特典一覧)」(以下「協賛概要」という。)を決定することとする。 協賛カテゴリーは、トップカテゴリーを「カテゴリーA」とし、以下ランク順に「カテゴリーB」「カテゴリーC」とする。また、「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」のカテゴリーを設定する。	3.協賛概要 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会(以下「両当事者」という。)が協議の上、大会ごとに協賛<u>特典</u>・協賛カテゴリー・<u>協賛金額</u>等「国民スポーツ大会協賛概要(特典一覧)」(以下「協賛概要」という。)を決定することとする。 協賛カテゴリーは、トップカテゴリーを「カテゴリーA」とし、以下ランク順に「カテゴリーB」「カテゴリーC」とする。また、「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」のカテゴリーを設定する。	○文言の統一 ○実態に合わせて「協賛金額」を追加
4.協賛の募集について (1) 両当事者がそれぞれ募集活動を行うものとする。 (2) 日本スポーツ協会は、協賛概要に示すカテゴリーAを対象に募集活動を行なう。 (3) 開催県実行委員会は、協賛概要に示すすべてのカテゴリーを対象に募集活動を行なう。ただし、<u>カテゴリーAについては日本スポーツ協会の協賛社等を優先することとする。</u> (4) 募集活動を行うにあたっては両当事者が事前に協議することとする。	4.協賛の募集について (1) 両当事者がそれぞれ募集活動を行うものとする。 (2) 日本スポーツ協会は、協賛概要に示すカテゴリーAを対象に募集活動を行なう。 (3) 開催県実行委員会は、協賛概要に示すすべてのカテゴリーを対象に募集活動を行なう。ただし、<u>日本スポーツ協会の協賛社等と競合する業種・商品を取り扱う企業については、日本スポーツ協会の協賛社等を優先する。</u> (4) 募集活動を行うにあたっては両当事者が事前に協議することとする。	○カテゴリーを問わず日本スポーツ協会の協賛社等を優先する旨を追加
5～8(省略)	5～8(省略)	

9. <u>広告掲出</u>にあたっての原則 <u>(1)国スポでは、国スポ協賛社等以外の広告等の掲出(露出)は原則として禁止する。</u> <u>(2)政治的、人種的または宗教的な内容の広告</u>、公序良俗に反する内容<u>の広告</u>、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容<u>の広告</u>は禁止する。 10.国スポ標章の取り扱いについて 両当事者は、互いに協力して国スポ標章の無断使用、不適切な使用等がないよう管理し、国スポ標章のブランド価値向上に努める。 11.その他 上記以外の国スポ協賛に係る新たな事項や課題並びに開催県実行委員会からの要望等については、日本スポーツ協会国スポ委員会等関係委員会並びに開催県実行委員会で検討・協議し、互いに解決に向け努力するものとする。 本ガイドラインは、平成 22 年 12 月 16 日に制定し、第 69 回本大会から施行する。	9. <u>マーケティング活動</u>にあたっての原則 <u>(1)国スポ協賛社等以外が、大会との関連を示唆又は想起させるマーケティング活動(マーケティング活動とは、PR・物販ブース出展、サンプリング、協賛社ロゴ等の掲出、広告およびチラシの掲示・配布等のことをいう)をすることは媒体の種類を問わず禁止する。</u> <u>(2)国スポの式典会場におけるマーケティング活動(第 1 項と同)を含む特典は「カテゴリー A」「カテゴリー B」のみに与えられる。ただし、特典の内容は協賛概要に基づき、「カテゴリー A」を優先するものとする。</u> <u>(3)国スポの競技会場内におけるマーケティング活動(第 1 項と同)を含む特典は「カテゴリー A」のみに与えられる。ただし、特典の内容は協賛概要に基づくものとする。</u> <u>(4)政治的、人種的または宗教的な内容、公序良俗に反する内容、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容のマーケティング活動(第 1 項と同)は禁止する。</u> 10.国スポ標章の取り扱いについて 両当事者は、互いに協力して国スポ標章の無断使用、不適切な使用等がないよう管理し、<u>協賛特典の担保および</u>国スポ標章のブランド価値向上に努める。 11.その他 上記以外の国スポ協賛に係る新たな事項や課題並びに開催県実行委員会からの要望等については、日本スポーツ協会国スポ委員会等関係委員会並びに開催県実行委員会で検討・協議し、互いに解決に向け努力するものとする。 本ガイドラインは、平成 22 年 12 月 16 日に制定し、第 69 回本大会から施行する。	○広告掲出のみではなく、マーケティング活動全般の原則として修正 ○管理目的を追加
--	---	--

2026.8.20 令和 8 年度第 2 回国スポ委員会改定案

本ガイドラインは、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から 改定する。 本ガイドラインは、平成 2 7 年 6 月 11 日に改定する。 本ガイドラインは、平成 3 0 年 4 月 1 日に改定する。 本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。 本ガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日より施行する。	本ガイドラインは、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から 改定する。 本ガイドラインは、平成 2 7 年 6 月 11 日に改定する。 本ガイドラインは、平成 3 0 年 4 月 1 日に改定する。 本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。 本ガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日より施行する。 <u>本ガイドラインは、令和 8 年 8 月 20 日に改定し、同日より施行する。</u>	○改定日を追加
--	---	----------------

国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン(案)

1. 協賛実施の趣旨

国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の活性化と開催地の財政負担軽減のため、国民スポーツ大会開催基準要項第 40 項に基づき、国スポ協賛を実施する。

民間活力を導入することにより、財政負担の軽減はもとより国民に対する国スポの認知度向上、国スポのブランド価値の向上を図っていくこととする。

2. 実施体制

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)と開催地都道府県実行委員会(以下「開催県実行委員会」という。)が連携・協力のもと、大会ごとに実施する。

3. 協賛概要

日本スポーツ協会及び開催県実行委員会(以下「両当事者」という。)が協議の上、大会ごとに協賛特典・協賛カテゴリー・協賛金額等「国民スポーツ大会協賛概要(特典一覧)」(以下「協賛概要」という。)を決定することとする。

協賛カテゴリーは、トップカテゴリーを「カテゴリーA」とし、以下ランク順に「カテゴリーB」「カテゴリーC」とする。また、「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」のカテゴリーを設定する。

4. 協賛の募集について

- (1) 両当事者がそれぞれ募集活動を行うものとする。
- (2) 日本スポーツ協会は、協賛概要に示すカテゴリーA を対象に募集活動を行なう。
- (3) 開催県実行委員会は、協賛概要に示すすべてのカテゴリーを対象に募集活動を行なう。ただし、日本スポーツ協会の協賛社等と競合する業種・商品を取り扱う企業については、日本スポーツ協会の協賛社等を優先する。
- (4) 募集活動を行うにあたっては両当事者が事前に協議することとする。

5. 協賛募集期間

両当事者の協議により決定する。

6. 協賛特典期間

両当事者の協議により決定する。

7. 協賛契約及び協賛金管理業務

原則として両当事者はそれぞれが獲得した企業等と契約する。また、協賛金についてもそれぞれが管理する。

なお、両当事者はそれぞれが獲得した協賛社等との契約内容をお互いに遵守するための契約を結ぶこととする。

8. 協賛金の使途

- (1) 大会開催運営経費に充当する。
- (2) 日本スポーツ協会は国スポの認知度向上、国スポのブランド価値向上のための全国的 PR の経費及び協賛概要に示すカテゴリーA の協賛特典を担保するための経費に充当する。

- (3) 開催県実行委員会は国スポ開催の機運を盛り上げるための開催地都道府県内 PR 経費及び協賛概要に示すカテゴリー B、C の協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (4) 日本スポーツ協会は開催県実行委員会に対し、協賛概要に示すカテゴリーB の 1 社あたりの協賛金を上限に、獲得したカテゴリーA の協賛社数に乘じた額を協賛金交付金として交付する。
- (5) 開催県実行委員会が協賛概要に示すカテゴリーA の協賛社を獲得した場合、開催県実行委員会は日本スポーツ協会に対し、カテゴリーA とカテゴリーB の 1 社あたりの協賛金額の差額分を上限に、獲得したカテゴリーA の協賛社数に乘じた額を協賛金交付金として交付する。
- (6) 協賛金交付金額については、両当事者間において協議のうえ決定する。
- (7) 日本スポーツ協会が「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」の協賛社を獲得した場合、開催県実行委員会に対し 1 競技会あたりの協賛金の 2 分の 1 の額、当該中央競技団体に対し協賛金の 10 分の 1 の額を協賛金交付金として交付する。
- (8) 開催県実行委員会が「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」の協賛社を獲得した場合、日本スポーツ協会に対し 1 競技会あたりの協賛金の 2 分の 1 の額を協賛金交付金として交付する。

9. マーケティング活動にあたっての原則

- (1) 国スポ協賛社等以外が、大会との関連を示唆又は想起させるマーケティング活動(マーケティング活動とは、PR・物販ブース出展、サンプリング、協賛社ロゴ等の掲出、広告およびチラシの掲示・配布等のことをいう)をすることは媒体の種類を問わず禁止する。
- (2) 国スポの式典会場におけるマーケティング活動(第 1 項と同)を含む特典は「カテゴリーA」「カテゴリーB」のみに与えられる。ただし、特典の内容は協賛概要に基づき、「カテゴリーA」を優先するものとする。
- (3) 国スポの競技会場内におけるマーケティング活動(第 1 項と同)を含む特典は「カテゴリーA」のみに与えられる。ただし、特典の内容は協賛概要に基づくものとする。
- (4) 政治的、人種的または宗教的な内容、公序良俗に反する内容、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容のマーケティング活動(第 1 項と同)は禁止する。

10. 国スポ標章の取り扱いについて

両当事者は、互いに協力して国スポ標章の無断使用、不適切な使用等がないよう管理し、協賛特典の担保および国スポ標章のブランド価値向上に努める。

11. その他

上記以外の国スポ協賛に係る新たな事項や課題並びに開催県実行委員会からの要望等については、日本スポーツ協会国スポ委員会等関係委員会並びに開催県実行委員会で検討・協議し、互いに解決に向け努力するものとする。

本ガイドラインは、平成 22 年 12 月 16 日に制定し、第 69 回本大会から施行する。

本ガイドラインは、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から 改定する。

本ガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定する。

本ガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定する。

本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本ガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本ガイドラインは、令和 8 年8月20日に改定し、同日より施行する。

【空手競技】

項	変更前	変更後
198	4 競技上の規程及び方法 (2) 形競技 ア トーナメント制とし、判定については得点方式とする。 イ 1 回戦は第 1 指定形、2 回戦は第 2 指定形の中から選ばなければならない。 ウ 3 回戦以降は全空連競技形リストの中から選ばなければならない。 エ 一度演武した形は繰り返し演武することはできない。 オ <u>同点による再演武の形は、直前までに使用した形以外の競技形とする。また、再演武で使用了した形については、その試合以降の本戦に使用することがで</u> <u>きる。</u>	4 競技上の規程及び方法 (2) 形競技 ア トーナメント方式とし、判定については得点による多数決制とする。 イ 1 回戦は第 1 指定形、2 回戦は第 2 指定形の中から選ばなければならない。 ウ 3 回戦以降は全空連競技形リストの中から選ばなければならない。 エ 一度演武した形は繰り返し演武することはできない。 (削除) <u>オ 形の採点については 5. 0 から 1 0. 0 までの 0. 1 刻みで得点をつける。</u>

山形県スポーツ協会及び山形県からの要望への対応(案)

■山形県スポーツ協会及び山形県からの要望内容

(※別紙「第80回国民スポーツ大会(青森県)レスリング競技会に係る山形県における選手等の選考及び派遣の取り扱いについて(依頼)」)

〈山形県レスリング協会の状況〉

- 山形県レスリング協会が事実上の休会状態(機能停止)
- 国スポの参加申込において必要な「都道府県競技団体会長」が不在

(参考)開催基準要項細則 第3項(1)1)参加資格②
選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県スポ協等会長が代表として認め選抜した者であること。

〈要望内容〉

- 日本レスリング協会の指導のもと、適正に選手等の選手選考を実施し、山形県スポーツ協会及び山形県が責任を持って選手等を派遣
- 特例措置として、選手等の派遣を認めて欲しい



■JSPOの対応(案)

選手の出場機会を確保する観点から、山形県レスリング協会会長による代表認定・選考に代えて、山形県スポーツ協会及び山形県が、日本レスリング協会の指導の下で、選手等を選考・派遣する取扱いを特例として認める。

〈条件〉

- 日本レスリング協会の指導の下、あらかじめ定めた選考方法に基づき、公正・公平な手続により、選手等を選考すること
- 本特例は第80回大会限りとし、次回以降は通常の手続きで参加できるよう、関係者が連携して山形県レスリング協会の早急な機能回復を図ること



(写)

参考資料1

山ス協 第153号
スポ振 第244号
令和8年7月22日

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ大会委員会
委員長 山本浩様

公益財団法人山形県スポーツ協会
副会長兼理事長 菅間裕晃
山形県観光文化スポーツ部
部長 黒田あゆ美



第80回国民スポーツ大会（青森県）レスリング競技会に係る
山形県における選手等の選考及び派遣の取り扱いについて（依頼）

日ごろから、本県及び本協会の諸事業にご理解ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、山形県レスリング協会は、諸事情により令和8年1月の臨時総会において会長以下役員全員が辞任し、事実上の休会状態（機能停止）となっており、実施要項総則の参加資格に定められた選手選考並びに参加申し込み手続き、引率を担う「都道府県競技団体会長」が不在の状況にあります。

つきましては、山形県スポーツ協会及び山形県が公益財団法人日本レスリング協会のご指導のもと適正に選手選考を行うとともに、責任を持って選手等を派遣する所存ですので、選手の救済を目的とする特例措置として選手の派遣に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、今後も本県レスリング協会の組織体制構築に取り組んでまいりますので、ご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

国民スポーツ大会に参加する選手等の選考及び派遣について

山形県レスリング協会は、会長以下役員が全員辞任し休会状態（機能停止）となっているため、山形県スポーツ協会及び山形県が、日本レスリング協会の指導のもとに参加する選手等の選考及び派遣を行う。

1 選考方法について

試合は実施せず、※「第 80 回国民スポーツ大会レスリング競技山形県代表選手選考要項」により、選考会に参加申し込みをした者の中から、日本レスリング協会の指導のもと次の選考方法にしたがって選考する。（※は、日本レスリング協会の指導の下作成済み）

(1) 成年男子・女子

- ① 過去 2 年以内に行われた各種大会の結果をもとに、別紙に定める順位に従って選考する。
- ② 過去 2 年以内に各種大会の実績のない者については、それ以前の実績を参考にする。

(2) 少年男子

- ① 令和 8 年度山形県高等学校総合体育大会レスリング競技及び令和 8 年度東北高等学校選手権大会レスリング競技の結果をもとに選考する。
- ② 中学生の参加申し込みがあった場合は、別途選考方法について検討する。

(3) 種別監督

- ① 成年男子・女子・・・JSPO 公認スポーツ指導者有資格者
- ② 少年男子・・・・・・JSPO 公認スポーツ指導者有資格者

2 選手選考までの周知と日程等について

(1) 代表選手選考会に係る周知（国スポ委員会での承認後すぐ）

- ① HP への掲載 ② 高校の顧問を通じて選手への連絡、要項・参加申込書の送付
- ③ 県レスリング協会会員への文書送付 ④ マスコミへの投げ込み

(2) 手続き及び日程（案）

- ① 派遣にむけた説明会・・・・・・7/31（金）
- ② 参加申込書の取りまとめ（参加申し込み締め切り）・・・・8/12（水）
- ③ 選手選考（日レスの指導のもと）・・・・8/13（木）～8/17（月）
- ④ 選考結果の連絡・・・・8/18（火）
- ⑤ 参加申込手続き（県スポ協締め切り）・・・・8/24（月）
- ⑥ 本締め切り（NF、青森県、開催地）・・・・8/28（金）

3 派遣等について

(1) 参加申し込み

- ① 参加申し込みと宿泊申し込み、ユニフォーム等の申し込みは種別監督等が行う。

(2) 派遣費

- ① 振込先は種別監督とする。

第 80 回国民スポーツ大会レスリング競技 山形県代表選手選考要項（案）

（公財）日本レスリング協会

（公財）山形県スポーツ協会

2026 年 7 月現在、山形県レスリング協会が休止状態にあり、国民スポーツ大会に向けた代表選手の選考が困難であるため、第 80 回国民スポーツ大会に限った特例措置として、公益財団法人日本レスリング協会の指導のもと選手を選考し、国民スポーツ大会への参加を認めることとする。

1 種別及び選考人数

種別	種目	監督	選手
成年男子	フリースタイルレスリング	1	5
	グレコローマンレスリング		
女 子	女子レスリング		1
少年男子	フリースタイルレスリング	1	7
	グレコローマンレスリング		

※ 成年男子と女子の監督は兼任するものとする。

2 クラス

(1) 成年男子

＜フリースタイルレスリング＞

57 kg、65 kg、74 kg、86 kg、97 kg、126 kg の 6 クラスとする。

ただし、57 kg 級の下限は 50 kg、125 kg 級の下限は 97 kg とする。

＜グレコローマンレスリング＞

60 kg、67 kg、77 kg、87 kg、97 kg、130 kg の 6 クラスとする。

ただし、60 kg 級の下限は 55 kg、130 kg 級の下限は 97 kg とする。

(2) 女子＜女子レスリング＞

53 kg 級、62 kg 級の 2 クラスとする。

ただし、53 kg 級の下限は 48 kg、62 kg 級の下限は 57 kg とする。

(3) 少年男子＜フリースタイルレスリング＞・＜グレコローマンレスリング＞

51 kg、55 kg、60 kg、65 kg、71 kg、80 kg、92 kg、125 kg の 8 クラスとする。

ただし、51 kg 級の下限は 45 kg、125 kg 級の下限は 92 kg とする。

3 選考方法

試合は実施せず、選手選考に申し込みをした者の中から、日本レスリング協会の指導のもと次の選考方法にしたがって選考する。

(1) 成年男子・女子

① 過去 2 年以内に行われた各種大会の結果をもとに選考する。（別紙 1～3 参照）

② 過去 2 年以内に各種大会の実績のない者については、それ以前の実績を参考にする。

(2) 少年男子

① 令和 8 年度山形県高等学校総合体育大会レスリング競技 及び 令和 8 年度東北高等学校選手権大会レスリング競技の結果をもとに選考する。

② 中学生の参加申し込みがあった場合は、別途選考方法について検討する。

4 申し込み資格

総則 5 に定めるもののほか、次による。

- (1) 2026 年 6 月 30 日 (火) までに、2026 年度 公益財団法人日本レスリング協会に登録した者。
- (2) 公益財団法人日本レスリング協会の段位 (監督及び成年男子・成年種別年齢女子は 3 段以上、少年男子及び少年種別女子は初段以上) を有する者。
- (3) 女子種別選手選考に申し込む者は、2011 年 4 月 1 日以前に生まれた者。
- (4) 少年男子選手選考に申し込みできる者には、2011 年 4 月 2 日から 2011 年 12 月 31 日までの間に生まれた者を含むこととする。ただし、申し込みできる種目はフリースタイルレスリングのみとする。

申し込みを希望する者は、保護者・指導者同意書及び医師診断書を申し込み時に山形県スポーツ協会へ提出すること。申し込みの可否は、山形県の「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター (注 1)」を受信し、「治療中若しくは現存する外傷・障害・内科的疾患がない」ことを条件とする。

(注 1) 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページの「スポーツドクター検索」から検索を行うか、山形県スポーツ協会へ問い合わせること。

5 申し込み方法

- (1) 下記の書類を、山形県スポーツ協会に 8 月 12 日 (水) 17:00 まで 提出すること。

【提出するもの】

- ① 選手選考申込書 (各種大会実績報告を含む)、選手選考申込認知書 (中学生・高校生)
※登録番号 (段位・登録) 不明の場合は、公益財団法人日本レスリング協会に問い合わせ確認すること。
- ② ふるさと登録届 (成年男子・女子のふるさと選手)
- ③ 選手選考申込料 成年 1,500 円 少年 1,000 円
(オリンピック募金: 成年 150 円・少年 70 円、スポーツ振興募金: 成年・少年とも 200 円を含む)

- (2) 2011 年 4 月 2 日から 2011 年 12 月 31 日までの間に生まれた選手については、(1) に記載するもののほか、下記の書類 (公益財団法人日本レスリング協会ホームページ掲載の統一フォーム) を提出すること。

- ① 保護者・指導者同意書
- ② 医師の診断書の写し (開封厳禁)

- (3) 締切期限後の申し込みは認めない。

【提出先】〒990-2412 山形市松山二丁目 11 番 30 号

(公財) 山形県スポーツ協会 第 80 回国スポ県予選会実行委員会

TEL 023-625-5740 FAX 023-625-5741

E-mail ichika@yamagata-sports.or.jp

【申込料納入先】山形銀行 県庁支店 普通預金口座 3013332

国スポ県予選会実行委員会 副会長 菅間裕晃

6 選考結果の連絡

8 月 18 日 (火) までに、以下の方法で連絡する。

- (1) 成年選手・女子…連絡先電話又は連絡先メールあて連絡する。
- (2) 少年男子…在籍学校の連絡者を通じて連絡する。

別紙 1

同一大会において同一順位の成績が複数ある場合は、次の順により優先順位を決定する。

- ①直近の大会で獲得した順位
- ②申込階級と同一同階級で獲得した順位
- ③申込階級より上の階級で獲得した順位
- ④申込階級より下の階級で獲得した順位

〈フリースタイルレスリング〉

優先 順位	大会名	獲得 成績
1	国民スポーツ大会（成年の部）	1位～3位
2	シニア世界選手権大会代表選手	
3	明治杯全日本選抜選手権大会	1位～5位
4	天皇杯全日本選手権大会	1位～5位
5	全日本社会人選手権大会	1位～2位
6	全国社会人オープン選手権大会	1位
7	U23世界選手権大会	1位～3位
8	U20世界選手権大会	1位～3位
9	JOC杯全日本ジュニア選手権大会（U23の部）	1位
10	JOC杯全日本ジュニア選手権大会（U20の部）	1位
11	全日本学生選手権大会（インカレ）	1位～3位
12	全日本大学選手権大会（内閣杯）	1位～3位
13	東日本学生選手権大会（春季・秋季）	1位
14	西日本学生選手権大会	1位
15	東日本学生選手権大会（春季・秋季）・新人戦	1位
16	西日本学生選手権大会・新人戦	1位
17	U17世界選手権大会	1位
18	全国高校総合体育大会（インターハイ）	1位
19	全国高校選抜大会（風間杯）	1位
20	国民スポーツ大会（少年の部）	1位

別紙 2

同一大会において同一順位の成績が複数ある場合は、次の順により優先順位を決定する。 ①直近の大会で獲得した順位 ②申込階級と同一同階級で獲得した順位 ③申込階級より上の階級で獲得した順位 ④申込階級より下の階級で獲得した順位
--

〈グレコローマンレスリング〉

優先 順位	大会名	獲得 成績
1	国民スポーツ大会（成年の部）	1位～3位
2	シニア世界選手権大会代表選手	
3	明治杯全日本選抜選手権大会	1位～5位
4	天皇杯全日本選手権大会	1位～5位
5	全日本社会人選手権大会	1位～2位
6	全国社会人オープン選手権大会	1位
7	U23世界選手権大会	1位～3位
8	U20世界選手権大会	1位～3位
9	JOC杯全日本ジュニア選手権大会（U23の部）	1位
10	JOC杯全日本ジュニア選手権大会（U20の部）	1位
11	全日本学生選手権大会（インカレ）	1位～3位
12	全日本大学グレコ選手権大会（文部科学大臣杯）	1位～3位
13	東日本学生選手権大会（春季・秋季）	1位
14	西日本学生選手権大会	1位
15	東日本学生選手権大会（春季・秋季）・新人戦	1位
16	西日本学生選手権大会・新人戦	1位
17	U17世界選手権大会	1位
18	高校グレコローマン選手権大会	1位
19	国民スポーツ大会（少年の部）	1位

別紙 3

同一大会において同一順位の成績が複数ある場合は、次の順により優先順位を決定する。 ①直近の大会で獲得した順位 ②申込階級と同一同階級で獲得した順位 ③申込階級より上の階級で獲得した順位 ④申込階級より下の階級で獲得した順位
--

〈女子レスリング〉

優先 順位	大会名	獲得 成績
1	国民スポーツ大会（女子の部）	1位～3位
2	シニア世界選手権大会代表選手	
3	明治杯全日本選抜選手権大会	1位～8位
4	天皇杯全日本選手権大会	1位～5位
5	全日本女子オープン選手権大会（シニアの部）	1位～3位
6	全日本社会人選手権大会	1位～2位
7	U23世界選手権大会	1位～3位
8	U20世界選手権大会	1位～3位
9	全日本学生選手権大会（インカレ）	1位～3位
10	JOC杯ジュニアクイーンズカップ（U23の部）	1位～3位
11	JOC杯ジュニアクイーンズカップ（U20の部）	1位～3位
12	U17世界選手権大会	1位
13	全国高校総合体育大会（インターハイ）	1位～3位

※女子レスリングについては、競技の特性上、 フリースタイルレスリング及びグレコローマンレスリングと 参加資格が一部異なる。
--

国民スポーツ大会予選会免除に関する要領

〈趣旨〉

我が国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国民スポーツ大会の開催時期が重なることが多くなり、トップアスリートが国民スポーツ大会に参加しにくい状況となっている。

そこで、日本を代表するトップアスリートの参加を促進し、大会の一層の充実と活性化を図るため、各都道府県の代表選手選考において以下に定める要領により、予選会を免除することができることとする。(国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項)

1. 免除対象競技

国民スポーツ大会実施正式競技

2. 免除対象者

次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のための予選会の出場を免除することができる。

ア オリンピック競技大会

イ アジア競技大会

ウ FISU ワールドユニバーシティゲームズ

エ 日・韓・中ジュニア交流競技会

オ 上記以外に競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

3. 免除対象大会及び免除対象者の決定

(1) 免除対象大会の決定及び都道府県への通知

- ① 国民スポーツ大会は大会開催前年の10月、冬季大会は大会開催前年の7月に、日本スポーツ協会より競技団体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民スポーツ大会委員会にて審議・決定し、関係機関・団体へ通知する。
- ② 国民スポーツ大会委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下の都道府県競技団体に対し通知する。
- ③ 中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県スポーツ協会に報告する。

(2) 免除対象者の決定

各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体からの通知の後、当該都道府県競技団体等において協議し、決定する。

4. 免除内容

免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができる。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

5. 都道府県代表選考方法の周知について

各競技種目・種別の都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県競技団体等で協議の上、周知徹底を図ることとする。

6. 適用時期

第62回国民体育大会より施行

7. その他

本要領の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 7 年 3 月 4 日に改定し、同日より施行する。

**第81回国民スポーツ大会冬季大会における
予選会免除対象大会一覧(案)**

令和8年8月20日

競技名	大会名
スキー	長春2027年冬季ユニバーシアード
	ノルディックジュニア世界選手権(ジャンプ・コンバインド・クロスカントリー)
	U23世界選手権クロスカントリー
	ワールドカップ(ジャンプ、コンバインド、クロスカントリー、アルペン)
	コンチネンタルカップ(ジャンプ、コンバインド)
アイスホッケー	予選会免除対象大会なし
スケート	予選会免除対象大会なし



〔趣旨〕

- ・国スポ改革における「持続可能な大会運営」の実現に向け、開催自治体の財政的な負担軽減や新たな財源確保に向けた実証事業として、観戦チケットの有料販売に取り組む。
- ・ホスピタリティを通じて付加価値の高い観戦体験を提供し、「みる」スポーツとしての魅力向上を図る。

〔目的〕

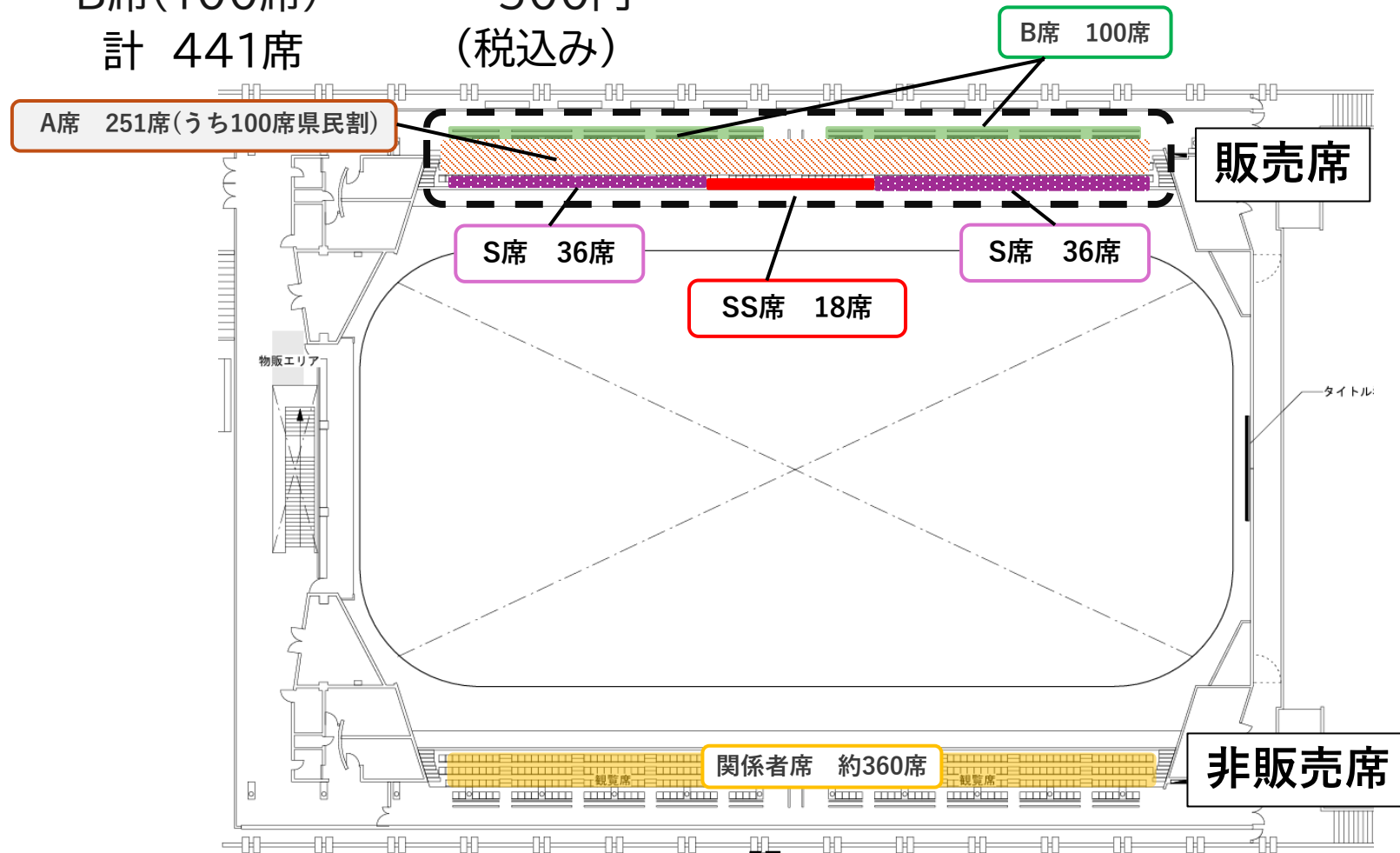
- ・チケット販売(ホスピタリティ含む)の仕組みづくりの検討
- ・今後の展開に向けたノウハウの蓄積及び課題の抽出

〔詳細〕

1. 対象大会 【名称】第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(フィギュアスケート)
 【期日】令和9(2027)年2月5日(金)～8日(月)
 【場所】小瀬スポーツ公園アイスアリーナ(山梨県甲府市小瀬町840)
2. 実施主体 国スポサポートセンター(JGSC) ※チケットिंगPTを設置
3. 実施内容 チケット販売の詳細(販売・販促方法、数量、料金等)は、開催地等の関係者と協議の上決定
4. 経 費 チケット販売経費は、JGSCが負担
5. 売 上 売上はJGSCが管理し、必要経費を整理した上で、開催地への還元の在り方について検討

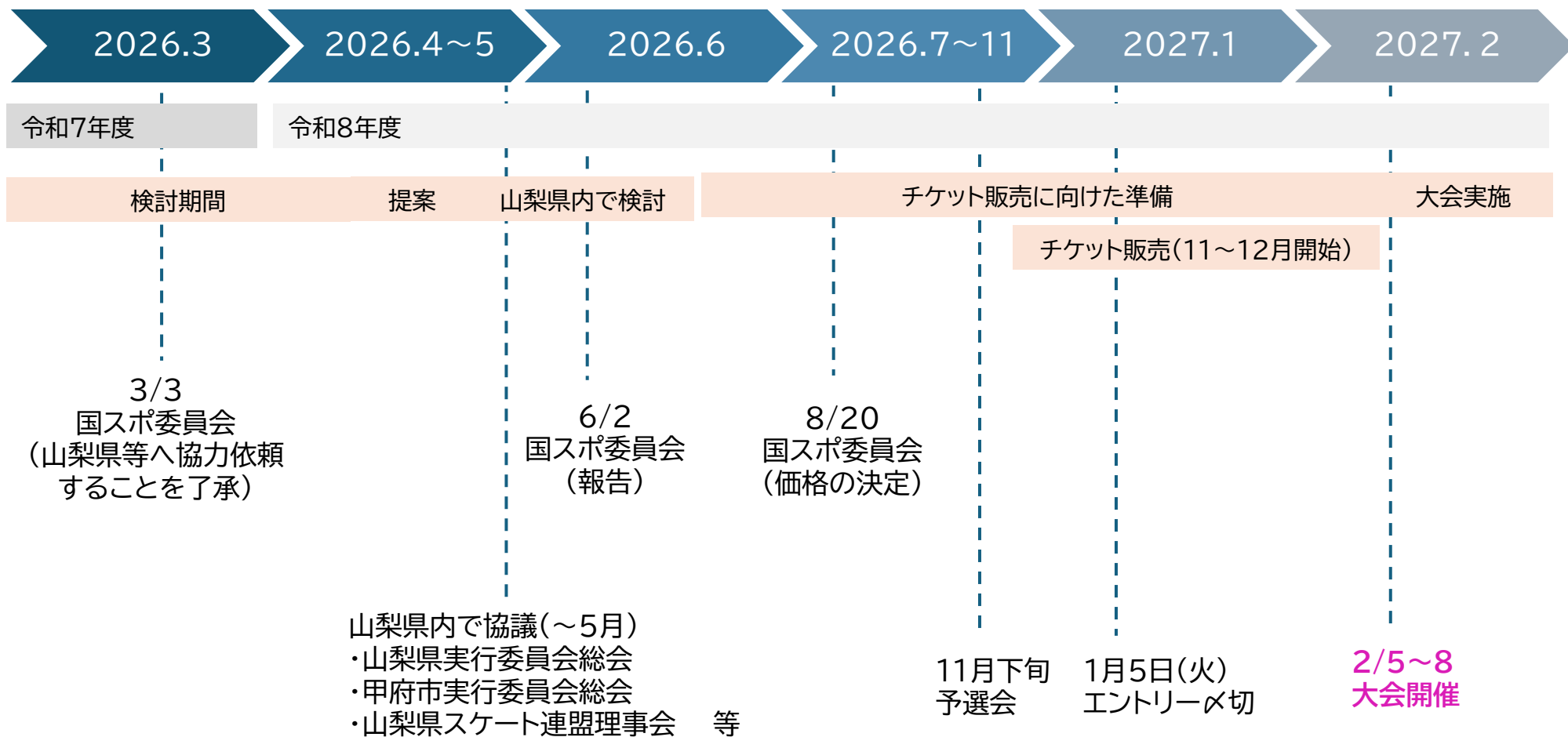
チケット販売価格(案)について

SS席(18席).....10,000円
S席(72席)..... 5,000円
A席(151席)..... 2,500円
A席(100席)..... 1,500円(山梨県民優先販売)
B席(100席)..... 500円
計 441席 (税込み)





今後のスケジュール



第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(スピード)(岐阜県) アイキャッチの活用について

1 デザイン



<デザイン趣旨>

ポスターデザイン同様に、基調色にクリスタルの透明さと氷上競技の爽快感をイメージさせるエメラルドグリーンとブルーを採用し、スピードスケートの持つ力強さと冬の澄んだ空気感を感じられるデザインとしています。

クリスタルを意識した表現と大胆に配したスケーターシルエットにより、氷上を滑走するスケーターのしなやかな動きとスピードを強調し、観る人に「一瞬の美しさ」と「競技の迫力」を直感的に伝える構成としています。

2 アイキャッチの活用方法

記念章、参加章及び啓発用ピンバッジのデザイン等として活用

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

資料No.7-1

第81回国民スポーツ大会実施要項総則「5参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」)国民スポーツ大会委員会において決定する。
注)・特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
・下記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項 目		解 釈・説 明	備 考・補 足						
(1)	参加資格								
ア	日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。なお、国籍、在留資格は各大会参加申込時点で条件を満たしているかにより判断する。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。							
(ア)	「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」(以下、「特別永住者」)を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 [1] ・国スポにおける、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。	[1] 「永住者」(「特別永住者」含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国スポに参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。						
(イ)	少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
a	「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・ 本号(イ)及び次号(ウ)でいう『「学校教育法」第1条に規定する学校」(以下「第1条校」)とは、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校等を指す。 ・ 大会実施要項が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 [2]	[2] 「大会実施要項が定める参加申込締切時」とは、「本戦参加申込締切時」とし、都道府県大会やブロック大会参加時点では、在籍年数が1年未満でも参加可とする。						
b	「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。	<table><tr><td>(※)在留資格</td><td>考え方</td></tr><tr><td>家 族 滞 在</td><td rowspan="3">中学3年生及び高等学校等に在籍する者</td></tr><tr><td>留 学</td></tr><tr><td>定 住 者</td></tr></table>	(※)在留資格	考え方	家 族 滞 在	中学3年生及び高等学校等に在籍する者	留 学	定 住 者	
(※)在留資格	考え方								
家 族 滞 在	中学3年生及び高等学校等に在籍する者								
留 学									
定 住 者									
(ウ)	成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
a	少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。 [3]		[3] ・過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国スポに参加できない。 ・第59回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。						
b	「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。	・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国スポに参加できない。 [4]	[4] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。						
[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。		・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国スポに参加できない。							

- Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。
- A.1 在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。
従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。
- Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
- A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。
なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。
- Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」、「定住者」以外なのですが、国スポに参加できますでしょうか。
- A.3 本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。
所属の都道府県スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。
- Q.4 成年種別に少年種別年齢域の選手が出場できる競技の場合、日本国籍を有しない者の出場要件は「少年種別年齢域」と「成年種別年齢域」のどちらが適用されますか。
- A.4 参加資格を判断する際は、当該年4月1日時点での年齢が少年・成年種別年齢域のどちらに属するかで判断することとなり、どちらの種別に出場するか、高校生であるか否か等は参加資格を判断する際の要件にはなりません。
このため、成年種別に参加する選手が18歳未満(少年種別年齢域)の場合は、「少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者」の要件を満たすことが必要となります。
- Q.5 中学生の時「第1条校」に1年以上在籍実績がある場合は、高校1年生でも国スポに参加できますでしょうか。
- A.5 中学生の時であっても「第1条校」に1年以上在籍実績がある場合は、(1)参加資格－ア－(イ)－aに該当するため、国スポに参加できます。
- Q.6 日本国籍と外国籍を併せ持つ(二重国籍)の場合は、「日本国籍を有するもの」もしくは「日本国籍を有しないもの」のどちらに当たるでしょうか。
- A.6 日本国籍を有するもの、として判断します。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(1)参加資格			
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)とスポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。			
ウ 第79回大会または第80回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第78回大会または第79回大会と異なる都道府県から参加することはできない。		- 第79回大会とは、2025年に開催された各季大会 →冬季大会(岡山県・群馬県・秋田県)/本大会(滋賀県) - 第80回大会とは、2026年に開催された各季大会 →冬季大会・本大会(青森県)	
(ア) 成年種別			
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。		- 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 - 第80回大会参加者:2026年度以降(冬季大会は2025年度以降)に卒業した者 第79回大会参加、第80回大会不参加者:2025年度以降(冬季大会は2024年度以降)に卒業した者 - ここでいう第1条校とは、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院を除く)を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。		- 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 - 第80回大会参加者:2026年5月1日以降、2027年4月30日まで(冬季大会は2025年5月1日から2026年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[5] 第79回大会参加、第80回大会不参加者:2025年5月1日以降、2027年4月30日まで(冬季大会は2024年5月1日から2026年4月30日まで)に手続きを完了した者	[5] 2027年4月30日(冬季大会は2026年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2027年5月1日(冬季大会は2026年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。		- 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。 [6] - 左記「注」については、日本オリンピック委員会(以下、「JOC」)及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [7]	[6] 所定の方法については、参加しようとする都道府県スポーツ協会に確認すること。 [7] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)		後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	
e 令和6年能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)		後記の別記6の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)とスポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
A.1 国スポは都道府県対抗の総合競技会のため、国スポの選手及び監督については、当該都道府県の競技団体とスポーツ協会の会長(代表者)が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。
つまり、国スポの選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体とスポーツ協会へお問合せください。
当該都道府県の競技団体又はスポーツ協会へお問合せください。
なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。

Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
A.2 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県スポーツ協会へ所定の手続きを行います。
ただし、「ふるさと選手制度」で登録できる都道府県は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。
また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

※ 少年種別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(1)参加資格			
(イ) 少年種別	a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第80回大会参加者：2026年度以降（冬季大会は2025年度以降）に卒業した者 第79回大会参加、第80回大会不参加者：2025年度以降（冬季大会は2024年度以降）に卒業した者 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
	b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第80回大会参加者：2026年5月1日以降、2027年4月30日まで（冬季大会は2025年5月1日から2026年4月30日まで）に法的手続きを完了した者[5] 第79回大会参加、第80回大会不参加者：2025年5月1日以降、2027年4月30日まで（冬季大会は2024年5月1日から2026年4月30日まで）に手続きを完了した者	[8] 2027年4月30日（冬季大会は2026年4月30日）以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2027年5月1日（冬季大会は2026年5月1日）以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（「国内移動選手の制限」に抵触しない）を適用できない。 また、令和4年4月1日付民法改正に伴い、本特例を適用できるのは、本大会の場合は、2009年4月2日から4月30日生まれの人、冬季大会の場合は、2008年4月2日から4月30日生まれの人に限られる。
	c 一家転住に係る者 （別記2『一家転住等』に伴う特例措置による。） [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。 [9]	[9] 所定の手続きについては、10頁「別記2『一家転住等』に伴う特例措置」1-（3）を参照すること。
	d JOCエリートアカデミーに在籍する者 （別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [10] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない [11]	[10] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [11] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
	e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 （別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）	・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	
	f 令和6年能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者 （別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）	・ 後記の別記6の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。

ただし、(1)参加資格－ウー（ア）もしくは（イ）に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。

Q.2 「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。

A.2 国スポにおいては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」（「新卒業者」）の対象としておりません。

※ 成年種別（2頁参照）と共通する内容となります。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
(1)参加資格		
エ 選手及び監督は、異なる種別に重複して参加することはできない。 (i)競技別実施要項において、監督が種別共通で配置される競技においてはこの限りではない。 (ii)競技別実施要項において、選手及び監督の複数種目・種別の参加が認められている場合においてはこの限りではない。	- 種別が異なる場合は認めない。(例:「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」) [12] - この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[13] - 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民スポーツ大会開催基準要項細則『国民スポーツ大会実施競技及び参加人員』」に基づく。	[12] 監督が種別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。 [13] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く) また、大会が異なる場合は、監督と監督でそれぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の監督」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く)
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	- 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 - 第81回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。	
カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。	
キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。		
ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	- 都道府県大会 [14] 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 - ブロック大会 [14]、[15] 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。 「都道府県大会及びブロック大会に参加」とは、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を目指す。	[14] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会(ブロック大会)へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 [15] ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)
(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること	選手を派遣する各都道府県スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	
(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		
ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。	選手が監督を兼任する場合も同様に取り扱う。また、監督を交代する場合、交代後の監督についても条件を満たす公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有していなければならない。[16]	[16] 公認スポーツ指導者資格を有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会に申込を完了した時点(を起点とする))に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。 第81回大会の場合、2027年4月1日(冬季大会は2026年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格が「有効」であり、かつ有効期限が2028年3月31日(冬季大会は2027年3月31日)以降であること。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？

A.1-1 できません。

上記(1)参加資格－オ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要があります。
つまり、「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は自転車競技(1競技)または「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2 第81回冬季大会はスケート競技、第81回本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか。

A.1-2 できません。

上記(1)参加資格－カ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第81回冬季大会及び第81回本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。
つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2 同一競技・種別において異なる種目に出場することは可能ですか？

A.2 できます。

一方で出場する全ての種目において予選会から含め、大会に参加できることなど、条件付となりますので、必ず当該競技の実施要項や当該中央競技団体に参加条件を確認したうえで参加してください。

Q.3 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか。

A.3 できません。

上記(1)参加資格－カ「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。

Q.4 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか。

A.4 できます。

上記(1)参加資格－エ「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。(一部競技を除く)

Q.5 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.5 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。

しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)
ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。

Q.6 予選会の免除があると聞きましたが。

A.6 日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。
免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県スポーツ協会又は当該競技団体にお問合せください。

Q.7 本大会に参加するにあたって、公認スポーツ指導者資格が当該年9月30日で更新を迎える場合、監督として参加することはできますか。

A.7 当該年10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能です。当該年10月1日更新登録手続きを行える者とは、当該年の3月31日(資格有効期限の半年前)までに、更新に必要な研修を受講済である者をいいます。
9月30日までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可となります。また、更新登録手続きを行わずに監督して参加した場合は、参加資格違反の対象となります。

Q.8 10月1日以前に競技が終了する場合(ブロック大会や会期前競技等)は、公認スポーツ指導者資格が当該年9月30日で更新できなかったとしても、監督として参加することはできますか。

A.8 できません。当該年4月1日(冬季大会は前年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格が「有効」であり、かつ有効期限が2028年3月31日(冬季大会は2027年3月31日)以降であることが必要です。
公認スポーツ指導者資格の詳細については以下URLよりご確認ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html>

Q.9 前回大会に公開競技に出場しました。今回大会で正式競技に参加する場合は、都道府県選択に制限がかかりますか？

A.9 都道府県選択の条件は「正式競技」にのみ当てはまることから、公開競技への参加が正式競技参加時における都道府県選択において影響を及ぼすことはありません。

Q.10 今回大会において正式競技と特別競技の2競技に参加することは可能ですか？

A.10 本戦においては、どちらか1競技にのみ参加可能です。一方で、正式競技の予選会(都道府県・ブロック大会)時点では、両競技の予選会に参加していても構いません。

Q.11 今回大会において正式競技と公開競技の2競技に参加することは可能ですか？

A.11 可能です。開催基準要項第8条第1項は、正式競技及び特別競技に参加する参加選手団を対象としていることから、公開競技については自由に参加することができます。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(2)所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[17]、[18] ・ 2027年4月30日（冬季大会は2026年4月30日）から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[19]	[17] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。 [18] 「日常生活」については、別紙『『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準』に基づき認定する。 [19] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。
(イ) 勤務地	・ 2027年4月30日（冬季大会は2026年4月30日）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[20]、[21]	[20] 「主たる勤務実態」については、別紙『『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準』に基づき認定する。 [21] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）を指す。
(ウ) ふるさと （別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。） [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。[22] ・ 左記「注」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[23]	[22] 所定の方法については、参加しようとする都道府県スポーツ協会に確認すること。 [23] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	・ 冬季大会については、2026年4月30日から2026年10月31日までとする。	
[成年種別]		
a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		
c 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日から大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別が選択することができる所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。
「勤務地」の解釈は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地（会社、事務所等の勤務場所）となります。
- Q.4 国スポには、上記（2）「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
A.4 上記（2）「所属都道府県」の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。
なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記（1）参加資格－カ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記（1）参加資格－ウ参照】
- Q.5 上記（2）「所属都道府県」－アー（ウ）に記載されている成年種別年齢域選手の「ふるさと」とは、どういう内容ですか。
A.5 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。
- Q.6 同一都道府県内における、転居、転校、転勤（転職）は、5月1日以降も可能でしょうか。
A.6 可能です。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈・説 明	備 考・補 足
(2)所属都道府県			
イ 少年種別	(ア) 居住地を示す現住所	- 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[24]、[25] 2027年4月30日（冬季大会は2026年4月30日）から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[26]	[24] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 [25] 「日常生活」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。 [26] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。
	(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）	2027年4月30日以前（冬季大会は2026年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。[27] 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 - 下記の者は学校所在地から参加することはできない。[28]～[30] (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	[27] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）を指す。 [28] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。（「勤務地」の所属選択はできない。） [29] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 [30] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。（「学校所在地」の所属選択はできない。）
	(ウ) 勤務地	2027年4月30日（冬季大会は2026年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[31]、[32]	[31] 「主たる勤務実態」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。 [32] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）を指す。
	(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地	- JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[33] - 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していない。[34] - JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国スポ参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。[35]	[33] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [34] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。 [35] 上記の解釈は、上記「(1)「参加資格」－ウー(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
	※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	冬季大会については、2026年4月30日から2026年10月31日までとする。	
	[少年種別]		
	a 別記2「一家転住」に伴う特例措置の適用を受ける者		
	b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者	「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。	
	c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
	d 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「第1条校の所在地」（「学校所在地」）としての条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校（第1条校）の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国スポにおける所属都道府県としての「学校所在地」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指します。

なお、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとします。（10頁【参考】参照）

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。	・ 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 [36]	[36] 2009年4月1日以前(冬季大会は2008年4月1日以前)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・ 2009年4月2日以降(冬季大会は2008年4月2日以降)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・ 陸上競技成年種別・共通(4×100mリレー、男女混合4×400mリレー)、水泳水球女子種別、水泳オープンウォータースイミング、サッカー成年男子種別、ボクシング成年女子種別、バスケットボール成年男子・成年女子種別、レスリング女子種別、ウエイトリフティング女子種別、自転車男子B・女子種別、軟式野球※、柔道女子種別、ラグビーフットボール女子種別、カヌースプリント成年女子(カナディアンシングル)・カヌースラローム及びカヌーワイルドウォーター成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、2009年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。 ※特例として、2009年4月2日以降に生まれた者でも参加することはできる。ただし、生徒は除く。
(ア) 成年種別に参加する者は、2009年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 冬季大会については、2008年4月1日以前に生まれた者とする。	
(イ) 少年種別に参加する者は、2009年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者とする。	・ 冬季大会については、2008年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。	
(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2027年4月1日を基準とする。	・ 冬季大会については、2026年4月1日を基準とする。 ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。	
イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生(2012年4月2日から2013年4月1日までに生まれた者)とする。	・ 第81回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 【本大会】 陸上競技、水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング)、水球【女子】、オープンウォータースイミング)、サッカー、テニス、体操(体操競技、新体操、トランポリン)、バスケットボール、レスリング【少年男子】※、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃(ビーム・ライフル、ビーム・ピストル)、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ ※2013年1月1日から2013年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 スキー、スケート ※スキー、スケート競技については2011年4月2日から2012年4月1日までに生まれたものとする	
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。		

Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国スポに参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。

A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国スポにおいては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。

Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。

A.2 上記(3)「選手の年齢基準」－ア－(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2027年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。

つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「2009年4月2日以降に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」となり、「2009年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」となります。

Q.3 上記(3)「選手の年齢基準」－イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。

A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。

Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。

A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】			
1	成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項（国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等））に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 (1) 居住地を示す現住所 (2) 勤務地 (3) ふるさと	- 本制度は、監督として参加する者（ただし、選手を兼任する者は除く）には適用されない。 - ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」－ア（ア）（本大会：2009年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：2008年4月1日以前に生まれた者）に該当する者とする。	
2	「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。	「卒業小学校」、「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。 ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 - 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者	
3	我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。 ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、2027年4月30日（冬季大会は2026年4月30日）から本大会終了時まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。〔37〕 なお、やむ負えない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。	「永住者」（「特別永住者」を含む）については、日本国籍を有する者と同様に扱う。	〔37〕 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2027年10月6日、冬季大会：2026年10月31日）を指す。
4	「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。〔38〕	〔38〕 所定の方法については、参加しようとする都道府県スポーツ協会に確認すること。
5	「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－①－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。	前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。	
6	ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		※ ふるさと選手制度1年目の活用より2大会以上空いた場合は、異なる都道府県を選択することもできる。ただし、1度登録したふるさとを変えることはできない。（下記A5を参照）
7	参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		※ ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。

- Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。
A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。
- Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校（他県）へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。
A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県が「ふるさと」登録の対象となります。
- Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できるでしょうか。
A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。
- Q.4 「ふるさと」を登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされますか。
A.4 国スポにおいては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。
- Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。（上記(1)参加資格－ウー（ア）成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）
- Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して国スポに参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。
A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外である「新卒業者」及び「結婚又は離婚に係る者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」とする規定に優先されて適用されます。
なお、大学4年時の活用を1回目としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）
- Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなくてはならないのですか。
A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。
- Q.8 「ふるさと選手制度」は条件を満たしていれば、現在留学等で海外に在住していても活用できますか？
A.8 できます。
- Q.9 都道府県選択方法において「ふるさと選手制度」と「居住地」の両方が適用できる場合、どちらを選択すれば良いですか？
A.9 どちらも可です。ただし、ふるさと選手制度は原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。また、ふるさと選手制度を利用しA県から参加(○)した選手が同じA県から「居住地」として出場し、再度ふるさと選手制度を利用しA県から参加する(○)場合、所属県に変わりはないものの、都道府県選択方法を変更した履歴があるため後者のふるさと利用(○の場合)は「2回目」の利用となります。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】		
転校への特例		
1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。	・ ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-ア－(イ)(本大会：2009年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：2008年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。	
(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。		
ア 親の転勤による一家の転居		
イ 親の結婚、離婚による一家の転居		
ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居		
(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。	・ ここでいう「転居元」とは、転住前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。	
ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会(以下、「都道府県スポーツ協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。		
イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。	・ ここでいう「転居先」とは、転住後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。	
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。		
(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合		
イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合		
ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合		
(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

- Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。
A.1 適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。
- Q.2 上記1－(2)－イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。
A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居(都道府県の移動)については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。
- Q.3 一家転住に関わる手続きは、いつまでに行えば良いですか。
A.3 期日はありません。手続きのタイミングによって、転居元・転居先、どちらの都道府県から出場できるかが変わってきます。
- Q.4 上記1－(2)－ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。
A.4 やむを得ない理由とは、当該選手的意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。

【参考】 ◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)
「学校教育法」
第1条
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
第134条
第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。
第32条
小学校の修業年限は、6年とする。
第47条
中学校の修業年限は、3年とする。
第56条
高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。
「学校教育法施行規則」
第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)
学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」		
公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項「国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)」及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。		
1 対象者		
(1) 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者	- JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [39] - 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。	[39] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
(2) 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者	JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。	
2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県 本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-(2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。 なお、同アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。	- ここでいう「少年種別」とはP8「選手の年齢基準」-アー(イ)(本大会:2009年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2008年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 「卒業小学校」(「入学する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 - JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国スポ参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。 [40]	[40] 左記の解釈・説明は、P3「(1)参加資格-ウ-(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。	- ここでいう「成年種別」とは、P8「選手の年齢基準」-アー(ア)(本大会:2009年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2008年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 「卒業小学校」(「入学する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 - 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。 [41]	[41] 所定の方法については、参加しようとする都道府県スポーツ協会に確認すること。
4 国内移動選手の制限に係る例外適用 本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 [注]本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。		
5 その他 中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。		

Q.1 「JOCエリートアカデミー」に在籍している少年種別の選手ですが、国スポにはどの都道府県から参加できるのででしょうか。

A.1 少年種別の年齢域に該当する場合、「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」(アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地)が属する都道府県のいずれかのうち、要件を満たす都道府県から参加することができます。

詳細については、まずは所属の都道府県スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。		
1 特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。		
(1) 第33回オリンピック競技大会（2024年/パリ）に参加した者	・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。[42] ・ 冬季大会については、第25回オリンピック冬季競技大会(2026年/ミラノ・コルティナ)に参加した者を対象とする。	[42] 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
(2) 2027年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 ア JOCオリンピック強化指定選手 イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者 ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。	・ 冬季大会については、2026年10月31日時点とする。 ・ (イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。[43]	[43] 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
2 特例の内容		
(1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。	・ 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。[44]	[44] 都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。
(2) 資格要件(日数要件の緩和) 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。	・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) ふるさと b) 第1条校の所在地 c) JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地	
ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2027年4月30日から大会終了時(2027年10月6日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること	・ 冬季大会については、2026年4月30日から2026年10月31日までとする。	
(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。		
イ 勤務地 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2027年4月30日以前から大会終了時(2027年10月6日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。	・ 冬季大会については、2026年4月30日から2026年10月31日までとする。	
(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。		
3 国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。	・ 第79回大会又は第80回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、第79回大会又は第80回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	

Q.1 特例の対象となった選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択して出場できますか？

A.1 海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。
ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高等学校所在地から出場することは可能です。

Q.2 「勤務地」を所属都道府県として選択して出場したいと考えています。雇用契約上、競技活動を勤務として命じられており、本社のあるA県ではなく、練習場のあるB県において週の大半を過ごしています。
(A県にはほとんど行っていません。)

この場合、所属都道府県となるのは本社のあるA県ですか、それとも練習場であるB県ですか？

A.2 ご質問の場合、競技活動をしている場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県とすることになります。

詳細については、まずは所属の都道府県スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県スポーツ協会において判断できない場合には、都道府県スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】			
1	特例の対象となる被災地域都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。		
2	特例の内容		
	(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。		
	ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・ 「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、P6～P7（2）「所属都道府県」の考え方による。	
	イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。	・ 冬季大会については、2026年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7（2）「所属都道府県」の考え方による。	
	(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第79回大会または第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項・(1)・1)・③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。	・ 第79回大会とは、2025年に開催された各季大会 →冬季大会（岡山県・群馬県・秋田県）/本大会（滋賀県） ・ 第80回大会とは、2026年に開催された各季大会 →冬季大会・本大会（青森県）	
	ア 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・ 「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、P6～P7（2）「所属都道府県」の考え方による。	
	イ 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が2027年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。	・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7（2）「所属都道府県」の考え方による。 ・ 冬季大会については、2026年4月30日以降とする。	
	[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。		

Q.1 震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国スポには出場できますか？

A.1 特例対象県から出場することが可能です。
また、避難先において「(2)所属都道府県」における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。

Q.2 前々回大会に特例対象県のA県から出場しており、前回大会では避難先のB県から出場しました。この場合、今大会はこの県から出場できますか？

A.2 今大会については、A県からもB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、「(2)所属都道府県」に示す要件を満たしている必要があります。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
2 特例の内容		
(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会または第80回大会に参加した者が、第81回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 < 例 > ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合		
(3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 2011～2012年度(小学校は2015年度)に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。	・ 左記要件以外については、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。	

Q.1 2011年3月11日時点では、特例対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を2013年3月に卒業しました。
その後、C県の高校へ進学し、2016年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるということでしょうか？

A.1 はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈・説 明	備 考・補 足
別記6【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】			
1	特例の対象となる被災地域都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。		
2	特例の内容		
	(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。		
	ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。	
	イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2027年4月30日以前から大会終了時(2027年10月6日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。	・ 冬季大会については、2026年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。	
	(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第79回大会または第80回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。	・ 第79回大会とは、2025年に開催された各季大会 →冬季大会（岡山県・群馬県・秋田県）/本大会（滋賀県） ・ 第80回大会とは、2026年に開催された各季大会 →冬季大会・本大会（青森県）	
	ア 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。	
	イ 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。	・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。 ・ 冬季大会については、2026年4月30日以降とする。	
	[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。		

第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2026年8月20日）

項 目		解 釈・説 明	備 考・補 足
2	特例の内容		
	(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回または第80回大会に参加した者が、第81回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 ＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合 (3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 2024年度から2025年度(小学校は2028年度)に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。	・ 左記要件以外については、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。	

第 81 回国民スポーツ大会（2027 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2026 年 8 月 20 日版）

本事例については、第 81 回国民スポーツ大会本大会の総則に基づき記載しております。
 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会における所属都道府県選択事例については、対象年数が異なる場合がありますのでご注意ください。

● 第 81 回国民スポーツ大会本大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 79 回大会または第 80 回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、第 79 回大会または第 80 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] a および b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 令和 6 年能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 6 「令和 6 年能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

f 令和 6 年能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「令和 6 年能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「―」…不参加

「×」…前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年	第 83 回大会 2029 年	第 84 回大会 2030 年
A 選手	鹿児島県 (勤務地)	鹿児島県 (勤務地)	×	×	宮崎県 (勤務地)	宮崎県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年	第 83 回大会 2029 年
B 選手	鹿児島県 (居住地) 〔大学 3 年〕	鹿児島県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2027.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」 適用	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
C 選手	鹿児島県 (居住地) 〔大学 3 年〕	鹿児島県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2027.3 月卒業	— (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 〔滋賀県に居住〕 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 81 回大会〔2027 年〕：

参加状況		卒業年度
第 79 回	第 80 回	
参加 不参加	参加	2026 年度（2027.3 月）以降に卒業した者
参加	不参加	2025 年度（2026.3 月）以降に卒業した者

対象者：

第 81 回冬季大会〔2027 年〕：

参加状況		卒業年度
第 79 回	第 80 回	
参加 不参加	参加	2025 年度（2026.3 月）以降に卒業した者
参加	不参加	2024 年度（2025.3 月）以降に卒業した者

※B 選手の事例：

B 選手は、第 80 回大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 81 回大会においては、当該特例が適用され、第 80 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C 選手の事例：

C 選手は、第 80 回大会に参加し、大学卒業後の第 81 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 82 回大会においては、当該特例が適用され、第 80 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年	第 83 回大会 2029 年
D 選手	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地) 大会後離婚 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「離婚」適用	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
E 選手	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地) 大会後結婚 (滋賀県へ転居)	—	滋賀県 (居住地) 〔滋賀県に居住〕 「結婚」適用	滋賀県 (居住地)
F 選手	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地) 大会後結婚 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (青森県へ転居)	青森県 (居住地) 「離婚」適用	青森県 (居住地)

対象者：

第 81 回本大会[2027 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 79 回	第 80 回	
参加 不参加	参加	2026 年 5 月 1 日以降、2027 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
参加	不参加	2025 年 5 月 1 日以降、2027 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

対象者：

第 81 回冬季大会[2027 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 79 回	第 80 回	
参加 不参加	参加	2025 年 5 月 1 日以降、2026 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
参加	不参加	2024 年 5 月 1 日以降、2026 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※D 選手の事例：

D 選手は、第 80 回大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 81 回大会においては、当該特例が適用され、第 80 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 80 回大会に参加し、結婚後の第 81 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 82 回大会においては、当該特例が適用され、第 80 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することが

できる。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	第 79 回大会 〔中学 3 年生〕	第 80 回大会 〔高校 1 年生〕	第 81 回大会 〔高校 2 年生〕	第 82 回大会 〔高校 3 年生〕	第 83 回大会
G 選手	鹿児島県 (学校所在地)	鹿児島県 (学校所在地) 大会後一家転住 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) 2028. 3 月卒業	滋賀県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H-① 選手	鹿児島県 (学校所在地)	鹿児島県 (学校所在地) 大会後一家転住 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) 2028. 3 月卒業	宮崎県 (居住地) (宮崎県へ転居) 「新卒業者」適用
I-① 選手	鹿児島県 (学校所在地)	鹿児島県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県 高校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2028. 3 月卒業	宮崎県 (居住地) (宮崎県へ転居) 「新卒業者」適用

	第 79 回大会 〔高校 1 年生〕	第 80 回大会 〔高校 2 年生〕	第 81 回大会 〔高校 3 年生〕	第 82 回大会	第 83 回大会
H-② 選手	鹿児島県 (学校所在地)	鹿児島県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用 2028. 3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)
I-② 選手	鹿児島県 (学校所在地)	鹿児島県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の 高校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2028. 3 月卒業 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 81 回冬季大会・本大会〔2027 年〕：

参加状況		手続き完了期間
第 79 回	第 80 回	
参加 不参加	参加	第 80 回大会終了後、第 81 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	第 79 回大会終了後、第 81 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※G 選手の事例：

G 選手は、第 80 回大会に参加し、第 81 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、

「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 81 回大会においては、当該特例が適用され、第 80 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H-①、H-②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I-①、I-②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年	第 83 回大会 2029 年	第 84 回大会 2030 年
J 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと
			(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)
K 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
		(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)
L 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
M 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	鹿児島県 ふるさと (2 回目①)	鹿児島県 ふるさと (2 回目②)
N 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	滋賀県 ふるさと (1 回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)
O 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
P 選手	宮崎県 ふるさと (1 回目①)	—	—	—	—	宮崎県 ふるさと (1 回目②)
Q 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	—	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J 選手、K 選手の事例：

J 選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K 選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1 回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L 選手の事例：

L 選手はふるさと解除の基本的な例

※ M 選手の事例：

ふるさと選手制度第 5 条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ N 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第81回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※O 選手、P 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

※Q 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用から2大会以上空いた場合、異なる都道府県も選択することができる。ただし、1度登録したふるさとを変えることはできない。

【 事例 5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第 80 回大会 〔中学 3 年生〕	第 81 回大会 〔高校 1 年生〕	第 82 回大会 〔高校 2 年生〕	第 83 回大会 〔高校 3 年生〕
S 選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T 選手	鹿児島県 (居住地) 2027. 3 月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
U 選手	鹿児島県 (学校所在地) 2027. 3 月卒業	—	滋賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
V 選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ S 選手、T 選手の事例：

JOC エリートアカデミーに入校した後、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」から参加する例。

※ U 選手の事例：

U 選手は、第 80 回大会で学校所在地から参加し、第 81 回大会は不参加であったが、第 82 回大会は「新卒業者」を適用し、第 80 回大会とは異なる都道府県から参加した。第 83 回大会時(高校 3 年生時)に JOC エリートアカデミーに入校したため、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、第 81 回大会とは異なる都道府県(居住地である東京都)から参加する例。

※ V 選手の事例：

V 選手は、第 81 回大会(高校 1 年生時)及び第 82 回大会(高校 2 年生時)は不参加であることから、前回大会出場から 2 大会の間を置いたこととなるため、第 83 回大会(高校 3 年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第 79 回大会 〔中学 3 年生〕	第 80 回大会 〔高校 1 年生〕	第 81 回大会 〔高校 2 年生〕	第 82 回大会 〔高校 3 年生〕
W 選手	鹿児島県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2025.3 月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ W 選手の事例：

W 選手は、第 79 回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である鹿児島県より参加。

第 81 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、鹿児島県以外の都道府県から参加することはできない。鹿児島県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、W 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。

第 81 回国民スポーツ大会（宮崎県）実施要項総則（抜粋）

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 81 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。なお、国籍、在留資格は参加申込時点で条件を満たしているかを判断し、大会終了時まで継続して条件を満たすこと。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた本戦参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第 79 回又は第 80 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 79 回又は第 80 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選

手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

- e 令和6年能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 令和6年能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手及び監督は、異なる種別に重複して参加することはできない。

- (i) 競技別実施要項において、監督が種別共通で配置される競技においてはこの限りではない。
- (ii) 競技別実施要項において、選手及び監督の複数種目・種別の参加が認められている場合においてはこの限りではない。

オ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

キ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

ク 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ケ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

コ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受

けふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2027年4月30日以前から本大会終了時（2027年10月6日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2009年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2009年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2027年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2012年4月2日から2013年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する

別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項〔国民スポーツ大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- (1) 居住地を示す現住所
- (2) 勤務地
- (3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の 4 月 30 日（冬季大会は前年の 4 月 30 日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。

7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛てに提出する。

別記２ 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第３項－(1)－1－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2027年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回又は第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2027年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 80 回大会又は第 81 回大会に参加した者が、第 82 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

別記6 「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2027年4月30日以前から当該大会終了時（2027年10月6日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回大会又は第80回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2027年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学してい

る実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 80 回大会又は第 81 回大会に参加した者が、第 82 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、当該大会開催年4月30日から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
 - ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。
- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数※3に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日	所属 都道府県

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日	所属 都道府県

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）、帯同スタッフ等としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分できるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月 1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月 1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定
令和5年8月24日	一部改定
令和6年6月4日	一部改定

「日本のひなた宮崎 国スポ」入場料金（案）について

日本スポーツ協会の「国民スポーツ大会開催基準要項 3 4 入場券、入場料」の規定に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎 国スポ）については、次のとおりとする。

1 総合開会式・総合閉会式

対象		入場料金
国民スポーツ大会	開会式	大人：1, 0 0 0 円 高校生以下：無料 (※高校生以下または 18 歳以下は無料とする。)
	閉会式	無料

2. 競技会

対象	入場料金
高等学校野球（硬式）	大人：1, 0 0 0 円 高校生以下：200 円 車いす利用者：200 円（介助者 1 名まで無料）

【参考】

(1) 入場料金に関する規定

○「国民スポーツ大会開催基準要項」（日本スポーツ協会）に次のとおり規定

3 4 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

(2) 先催県の状況

開催年	開催県	スタンド 区分	料金	
			開会式	閉会式
R 1 (第 7 4 回)	茨城	全席	大人：1, 0 0 0 円（小人：5 0 0 円）	無料
R 4 (第 7 7 回)	栃木	全席	大人：1, 0 0 0 円（小人：5 0 0 円）	無料
R 5 (特別)	鹿児島	全席	大人：1, 0 0 0 円（高校生：5 0 0 円）	無料
R 6 (第 7 8 回)	佐賀	全席	大人：1, 0 0 0 円（高校生以下：無料）	無料
R 7 (第 7 9 回)	滋賀	全席	大人：1, 0 0 0 円（18 歳以下：無料） 共生社会の実現のため障害者手帳所持者・介助者は無料	無料
R 8 (第 8 0 回)	青森		設定なし（一般来場者募集なし）	

※ R 3 (第 7 6 回) 三重県 中止(全席無料)

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
文化プログラムの事業について

1 目的

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ両大会と併せて神話や伝統文化、豊かな自然など宮崎の魅力を発信し、両大会の開催気運を盛り上げるため日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ文化プログラムを実施する。

2 事業一覧（令和8年7月31日現在 計60事業）

会場地	事業名	期日（全て令和9年）	事業内容	主催団体
		会場		
宮崎市	（仮称）宮崎キャンプの思い出とこれからの野球界	1月31日（日） 宮崎市民文化ホール大ホール	元プロ野球選手を招待した講演会及びトークショー	宮崎市民文化ホール
	メモリアル宮崎『日本のふるさと宮崎国体』	2月10日（水）予定 県立図書館1階ギャラリー	16ミリフィルムに記録された昭和の宮崎を鑑賞する上映会	宮崎県立図書館
	生目神社縁日祭	2月19日（金）～2月21日（日） 生目神社	本殿において藤原景清公御神像の公開、年中平安・五穀豊穡の祈願のほか、神楽殿では「生目神楽」数番の奉納	宗教法人生目神社
	生目神楽里神楽祭	3月13日（土） 生目神社 神楽殿	宮崎市の生目神社境内で毎年3月に午後から夜半にかけて奉納される春神楽	生目区自治会
	宮崎国際音楽祭	未定（4月～5月頃に3週間程度を予定） メディキット県民文化センター 他	国内外の演奏家を招いて行われる、アジアを代表する音楽祭	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課
	麻雀日本選手権	6月19日（土）～6月20日（日） MRT micc	健康マージャンの全国大会1日目は2日日本大会の宮崎県代表選考会を兼ねた県民交流大会、2日目は全国から出場する選手によるトーナメント形式の大会を実施	一般社団法人全国麻雀段位審査会
	特別展「スポーツのちから」	7月中旬～8月下旬 宮崎県総合博物館特別展示室	スポーツを歴史・文化・科学の視点から紹介し、体験を通じてその楽しさを身近に感じてもらうもの ※なお、秩父宮記念スポーツ博物館の巡回展を同時開催	宮崎県総合博物館
	《小企画展》躍動するアート（仮）	7月16日（金）～10月5日（火）（予定） 宮崎県立美術館コレクション展示室	絹谷幸二の長野オリンピックポスター原画の版画、動きやスピード、軌跡を表現した棟方志功の版画やイタリア彫刻など、体の動き・運動をテーマにした作品を展示	宮崎県立美術館
	令和9年度田野町太鼓フェスティバル	8月28日（金）（予定） 宮崎市田野運動公園多目的広場	地域活性化の起爆剤の一つとして県内外に「太鼓のまち田野」をアピールし、「雨太鼓」という伝統芸能継承と「雨太鼓保存会」の充実活性化を図る	田野町雨太鼓保存会

会場地	事業名	期日（全て令和9年）	事業内容	主催団体
		会場		
宮崎市	全国スポーツ写真展	9月中旬～10月下旬（予定）	「全国スポーツ写真コンクール2027」の入賞作品を展示	日本芸術スポーツ協会
		宮崎県庁 防災庁舎1階 エントランスホール		
	全国スポーツ俳句展	9月中旬～10月下旬（予定）	「スポーツ俳句コンクール2027」の入賞作品を展示	日本芸術スポーツ協会
		宮崎県庁 防災庁舎1階 エントランスホール		
	《子ども美術教室》 世界でひとつだけのメダル	9月～10月の土日祝日のいずれか	自分や誰かの頑張りを称えるメダルを、身近な材料を使って作成	宮崎県立美術館
		宮崎県立美術館		
	「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」のぼり旗展示	国スポ・障スポ大会開催前	「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向け、高校生が制作した応援のぼり旗を展示	宮崎県立美術館
		宮崎県立美術館		
	みやざきスポーツ写真展	9月26日（日）～10月25日（月）	各競技団体から提供されたスポーツの名場面の写真を展示	宮崎県立美術館
		宮崎県立美術館1階 アートフォーラム		
	特別展「戦国大名伊東氏」	10月30日（土）～12月13日（月）	戦国期に宮崎平野を支配した日向伊東氏に関する展覧会。多様な歴史資料の展示を通して、戦国期に日向国で何が起きたのかを紹介	宮崎県総合博物館
		宮崎県総合博物館 特別展示室		
	神話のふるさと県民大学	未定（9月～令和10年2月中に4回開催予定）	神話、地域の伝承及び神楽等に関する県民向けのリレー講座	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課
		未定		
	”こころ”のふれあうフェスタ作品展	未定（11月頃に5日間程度を予定）	県内の障がいのある方たちの作品を募集し、展示	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課
		宮崎県立美術館		
	こころのふれあうフェスタ	12月3日（金）～12月9日（木）（予定）	「障害者週間（12/3～12/9）」を啓発するとともに障がい者の文化芸術活動の発表の場として、フェスタを開催	宮崎県福祉保健部 障がい福祉課
		未定（メディキット県民文化センターまたは県福祉総合センター）		
	子ども伝統文化祭	未定（12月頃を予定）	各地域の伝統芸能に携わる子どもによる発表会	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課
		未定		
	Hinata Base 神楽公演	未定	新たに設置される Hinata Base での神楽公演	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課
		Hinata Base		

会場地	事業名	期日（全て令和9年）	事業内容	主催団体
		会場		
都城市	ひなた宮崎の文化財発信	常設 KUROKIRI STADIUM ロビー	KUROKIRI STADIUM 建設地出土縄文土器（レプリカ）の常設展示	宮崎県埋蔵文化財センター
	都城歴史資料館 収蔵資料展	1月1日（金）～ 1月17日（日）	都城に現存する様々な分野の文化財の紹介	都城市教育委員会 文化財課
		都城歴史資料館		
	都城グルメ展	1月29日（金）～ 1月31日（水）	都城のグルメに関する資料の展示	都城市教育委員会 文化財課
		都城歴史資料館		
	第81回南九州 駅伝競走大会	2月7日（日）	えびの市をスタートし、小林市、高原町、都城市へと繋ぐ九州で最も歴史と伝統のある男子駅伝大会	都城市役所スポーツ政策課
		都城市立美術館前		
	山之口麓文弥節 人形浄瑠璃定期公演	3月14日（日） 6月20日（日） 9月19日（日） 11月21日（日）	江戸時代から山之口麓地区に伝わる人形浄瑠璃の公演	山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会
		山之口麓文弥節 人形浄瑠璃資料館		
	第36回都城弓 まつり全国弓道大会	3月20日（土）～ 3月21日（日）	国の伝統工芸品に指定されている「都城大弓」と弓道の普及を推進	一般社団法人都城観光協会
		早水公園体育文化センター特設会場		
	五月人形展	4月中旬～5月中旬	五月人形を本宅にて展示公開	都城市教育委員会 都城島津邸
		都城島津邸		
	島津 de 端午！	5月5日（水）	端午の節句に合わせた家族向けイベント	都城市教育委員会 都城島津邸
		都城島津邸		
	祇園祭り	8月5日（木）～ 8月7日（土）（予定）	初日2日間は市役所やまちなか広場等で11時頃から踊りや山車を披露、最終日は盆地まつりにて披露	上町地区祇園祭実行委員会
		都城市中心市街地		
	盆地祭り	8月7日（土）（予定）	市内及び周辺地域を含め10万人が参加するお祭り	盆地まつり実行委員会
		国道10号線中央通り、円頭庵通り、さくら通り		

会場地	事業名	期日（全て令和9年）	事業内容	主催団体
		会場		
都城市	高崎夏まつり	8月中旬	高崎町の各種団体で構成する実行委員会が開催する夏まつり	高崎夏まつり実行委員会
		高崎総合公園陸上競技場		
	都城島津伝承館 特別展	9月下旬～11月下旬	都城島津家の歴史をテーマにした特別展 国宝・重要文化財を含め、他館から借用した史料も展示	都城市教育委員会 都城島津邸
		都城市教育委員会 都城島津邸		
	花木あげ馬祭	10月中下旬	第17代島津藩主の戦勝を称え、都城北諸県地域の4つの神社の例大祭に「あげ馬」を奉納	花木あげ馬保存会
		南方神社周辺		
	山之口どんどんまつり	10月中下旬	会場を沸かせる高城プロレスや弥五郎太鼓、華やかなダンスパフォーマンス、迫力満点の打ち上げ花火など多彩なプログラムを実施	山之口町イベント実行委員会事務局
		都城酒造スポーツランド 都城第5駐車場		
	島津 de 秋の陣！	10月下旬	端午の節句に合わせた家族向けイベント	都城市教育委員会 都城島津邸
		都城島津邸		
	島津発祥まつり	11月1日（月）～ 11月23日（火）	神柱公園を中心に、歴史体験や地元グルメ、ステージイベントを楽しめる「島津荘園」を開催	島津発祥まつり実行委員会
		都城島津邸、神柱公園 多目的広場		
	山之口弥五郎どん祭り	11月3日（火）	1000年を超える歴史の中で、郷土の誇りとして大切に保存・継承されてきた伝統行事	弥五郎どん祭り保存会
		山之口弥五郎どんの館 周辺		
	都城まちなかイルミネーション 2027 点灯式	11月13日（土）	イルミネーションの設置及び賑わい創出	都城まちなかイルミネーション実行委員会
		まちなか広場		
	第18回 都城民俗芸能祭	12月5日（日）	連綿と受け継がれてきた民俗芸能が集い、共演する祭典	都城民俗芸能保存連合会事務局
		都城市総合文化ホール		
	都城島津伝承館 収蔵史料展	常設	都城島津家の歴史をテーマにした特別展。国宝・重要文化財を含め、他館から借用した史料も展示	都城市教育委員会 都城島津邸
		都城島津邸		
延岡市	宮崎国スポ・障スポ開催記念！ みんなのストリートサッカー体験スタジアム	未定	宮崎国スポ・障スポ開催を記念し、「移動式ストリートサッカー（PANNA）」を、商店街の賑わい創出とともに、3分間のゲームを行う	延岡市サッカー協会 フットサル委員会
		山下新天街 アーケード内		

会場地	事業名	期日（全て令和9年）	事業内容	主催団体
		会場		
小林市	みやぎツーデー マーチこばやし霧島連山絶景 ウォーク	2月27日(土)～ 2月28日(日)	2日間開催するウォーキング大会で、小林市ならではの歴史や自然、文化などの地域資源とふれあいながら、豊かな心と身体の健康づくりを推進	小林市 経済土木部 商工観光課
		J R小林駅前 小林市中央ふれあい広場		
	第8回郷土芸能 フェスティバル	2月28日(日)	市内各地に存続する郷土芸能保存会連合会加盟団体及び文化財愛護少年団が、来場者に対して伝統芸能を披露	小林市 教育委員会
		小林市文化会館 大ホール		
	第48回小林市 すき納涼花火 大会	8月7日(土) 予定	山里の澄んだ空気の中で、見上げるほどの距離から打ち上げる花火大会	すき納涼花火 大会実行委員会
		須木中学校運動場		
日向市	日向ひょっとこ 夏祭り	9月下旬(予定)	採れたての「須木栗」販売や地元加工業者の物産販売、栗狩体験等を実施	すき物産協会
		すきむらんど		
	第17回牧水・ 短歌甲子園	8月6日(金)～ 8月7日(土)	宮崎県日向市に伝わる伝統芸能「永田のひょっとこ踊り」の保存・継承を目的として開催される地域振興事業	日向ひょっとこ 夏祭り実行 委員会
		日向市駅前交流広場、あくがれ広場・中心市街地		
	第17回牧水・ 短歌甲子園	8月7日(土)～ 8月8日(日)	高校生が自作の短歌を発表、自チームや相手チームの歌についてディベートを行い、作品の出来に加え、対戦でのやり取りにおける感性や自己表現力などで勝敗を競う	日向市
		日向市中央公民館		
えびの市	京町二日市	2月6日(土)～ 2月7日(日)	JR京町温泉駅前で毎年2月の第1土・日に開催される「京町二日市」。京町温泉の開発と共に100年以上の歴史を持ち、南九州一を誇る規模の買物市	えびの市
		JR京町温泉駅前		
	市民音楽祭	2月21日(日)予定	市民による市民のための手作り音楽祭	えびの市
		えびの市文化センター		
	文化の杜 春まつり	3月6日(土)予定	市内外の団体との協働による生涯学習・芸術・文化・スポーツを媒体とした憩いの空間を創出	えびの市
		えびの市文化センター、えびの市民図書館		
川南町	トロントロン 夜市まつり	8月6日(金)～ 8月7日(土)	川南町トロントロン商店街を会場に「トロントロン夜市まつり」を開催し、町内外へ向けて川南町の坂道の商店街を楽しんでもらうイベント	トロントロン 商店会
		トロントロン商店街		
都農町	日向国一之宮都 農神社夏大祭	8月1日(日)～ 8月2日(月) 予定	都農神社を中心に町内を御神輿と太鼓台が練り歩く都農町最大の祭り	都農町観光協会
		日向国一之宮都農神社(一帯)		

会場地	事業名	期日（全て令和9年）	事業内容	主催団体
		会場		
門川町	令和9年度まきば亭落語教室	4月1日(木)～ 12月31日(木)	8～12月の各月1回は、落語芸術協会から派遣された落語家、他の月は門川在住の元落語家が講師を務める。また12月には、生徒たちによるお披露目会を開催	公益財団法人 門川ふるさと文化財団
		門川町総合文化会館		
高千穂町	第42回神話の高千穂建国まつり	2月11日(木)	建国記念日を祝して神々に扮した町民500人が神様パレードを実施	高千穂町 企画観光課
		SITE MITAI 他		
	高千穂トゥギャザーウォーク 2026	2月20日(土)	高千穂町三田井地区、向山地区を巡る12キロメートルのをウォーキングイベント	高千穂町 企画観光課
		SITE MITAI (サイト ミタイ)		
	サルタフェスタ 2027	9月5日(日) 予定	音楽、ダンス、バザー、各種展示、花火大会等の本町最大の総合イベント	高千穂町 企画観光課
		高千穂町総合公園 他		
	第44回正調刈干切唄全国大会	10月未定(土)	古くから高千穂地方で労働歌として歌われてきた民謡「正調刈干切唄」の普及発展を目的とする全国大会	高千穂町 企画観光課
		高千穂町武道館 高千穂町自然休養村 管理センター		
	第40回 ウエストン祭	11月3日(水)	近代登山の父ウォルターウエストン氏を偲び併せて山岳遭難者に哀悼の意を表し登山の安全を祈念する交流イベント	高千穂町 企画観光課
		五ヶ所 三秀台		
	たかちほハートフル作品展	11月下旬 (未定) 3日間	町内の園児や小中高生他、生涯学習団体、福祉団体、施設の他、個人作品を一堂に展示	高千穂町 教育委員会
		高千穂町武道館		
	2027 町民のつどい	11月下旬 (未定)	町民の生涯学習活動の成果や地域おこし活動、伝統芸能等を発表する催し	高千穂町 教育委員会
		高千穂町武道館		

日本のひなた宮崎 国スポ 輸送・交通要項（案）

1 趣旨

この要項は日本のひなた宮崎 国スポ正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会場地輸送

競技会場地輸送は、原則として会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 監督会議など各種会議の輸送

監督会議など各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 指定集合地の設定

県委員会及び会場地委員会は、総合開・閉会式及び競技会場地における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

(3) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障がい者等に配慮して行う。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況等を勘案し、パークアンドライド方式に伴うシャトルバスの運行や最寄り駅等から会場までのシャトルバス運行等の措置を必要に応じて講じる。

(4) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 車両等及び駐車場の確保

(1) 車両等の確保

大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県委員会または会場地委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 総合開・閉会式会場駐車場

総合開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(3) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式

県委員会は、総合開・閉会式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

信州やまなみ国スポ本大会宿泊料金（案）

正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員及び視察員の宿泊料金については1泊2食を原則とする。ただし、競技特性や宿舎の状況により県委員会及び会場地委員会が認めた場合は、以下のとおりとする。

区分	消費税	宿泊料金				備考
		1泊2食	1泊夕食	1泊朝食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜額	2,000円～ 20,000円	1,800円～ 18,000円	1,600円～ 16,000円	1,400円～ 14,000円	通常のサービス・奉仕料 及び冷暖房料を含む。
	税込額 (10%)	2,200円～ 22,000円	1,980円～ 19,800円	1,760円～ 17,600円	1,540円～ 15,400円	

※ 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※ 1泊夕食料金は、1泊2食料金の90%相当額とする。

※ 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※ 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

※ 入湯税、宿泊税については外税とし、宿泊料金とは別に徴収する。

(注1) 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいう。

(注2) 配宿決定後の欠食における宿泊料金の控除については、宿泊要項に定める。

(参考) 先催国スポにおける宿泊料金

	1泊2食	1泊夕食	1泊朝食	素泊まり
宮崎県(R9)	1,600～20,000	1,440～18,000	1,280～16,000	1,120～14,000
青森県(R8)	3,500～18,000	—	2,800～14,400	2,450～12,600
滋賀県(R7)	2,500～18,000	—	2,000～14,400	1,750～12,600
佐賀県(R6)	3,000～18,000	—	2,400～14,400	2,100～12,600

信州やまなみ国スポ冬季大会 宿泊要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 82 回国民スポーツ大会冬季大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他大会関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事に関して、必要な事項を定める。

2 方針

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び信州やまなみ国スポ冬季大会会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会及び会場地委員会は、競技団体、長野県旅館ホテル組合会等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、参加者のうち次に掲げる者で県委員会又は会場地委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員及び視察員
- (2) 報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

6 配宿

参加者の配宿に当たっては、県委員会及び会場地委員会が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

7 宿泊料金等

参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、4(1)に掲げる者の食事提供は、原則として1泊2食とする。ただし、競技特性や宿舎の状況により県委員会及び会場地委員会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が定員未満での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊区分	宿泊料金（税抜）	備考
1泊2食	6,000円～17,000円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
1泊夕食	5,400円～15,300円	
1泊朝食	4,800円～13,600円	
素泊まり	4,200円～11,900円	

※1 1泊2食料金は、500円刻みとする。

※2 1泊夕食料金は、1泊2食料金の90%相当額とする。

※3 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※4 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税及び宿泊税

入湯税及び宿泊税については、外税とし、宿泊料金とは別に徴収する。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。

ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の控除額

当該施設の1泊2食相当の宿泊料金のうち、20%とする。

イ 朝食を欠食した場合の控除額

当該施設の1泊2食相当の宿泊料金のうち、10%とする。

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消す場合の宿泊取消料は、宿泊取消しの申出をした日に応じて、取り消す泊数全てについて各宿舎の宿泊取消料規定を適用し、算定する。

なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料（上限）	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿泊責任者が宿舎と協議して宿泊取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合又は荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消しを申し出た場合は、取り消す泊数に関わらず、一人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更又は取消しの申し出がない場合の宿泊取消料は、上記アの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

ウ 宿泊の最終責任は、宿泊申込代表者が負うものとする。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等の精算については、宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）において別に定める。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下のとおりとする。

ア スケート競技会・アイスホッケー競技会

2028 年 1 月 22 日（土）15 時から 2028 年 1 月 31 日（月）10 時までとする。

イ スキー競技会

2028 年 2 月 12 日（土）15 時から 2028 年 2 月 20 日（日）10 時までとする。

8 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、実施要領に定める方法及び期限までに、宿泊申込代表者が行うものとする。効力の発生は、申込みの到達した日時とする。
また、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、選手・監督の個人都合による宿舎、部屋割り等に係る希望は認めない。
- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員及び視察員にあつては、第 82 回国民スポーツ大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項及び第 82 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項（仮称）（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。
- (3) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更及び取消し

- (1) 参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。
なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 宿泊の変更及び取消しについては、実施要領において定める。
- (3) 県委員会及び会場地委員会が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 参加者に提供する食事は、安全・安心かつ参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、長野県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として参加者の希望により、県委員会及び会場地委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（飲料含む）	1,250 円以内（税抜）

11 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指定された場所に保管するものとする。

12 スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

第 85 回国民スポーツ大会（奈良県） 愛称・スローガン及び規定書体について

【愛称・規定書体】

はじまりの地  国スポ

（趣旨）

新たな大会のかたちをつくることにより、県民や地域社会の未来を拓き、スポーツを中心としたつながりを生み出すことを目指しています。

「新たな大会のはじまり」が多くの感動と希望につながることを願い、この愛称のもと、皆様とともに両大会を創り上げていきます。

（規定書体意図）

鹿のモチーフを取り入れ、奈良らしさを表現しています。赤は、奈良の社寺建築に見られる朱の色を想起させるとともに、生命やはじまりを象徴する色として「はじまりの地奈良」のイメージと結びつけています。

【スローガン】

 やまとの **鼓動** 未来へ **響け** 

（趣旨）

やまとの地に集う選手や観客、そして大会に関わるすべての人の躍動する力と高まる思いを、「鼓動」として表現しました。

大会を通じて生まれる喜びや感動、新たな人と人のつながりが、世代や地域、障害の有無を越えて広がり、希望となって次の時代へと受け継がれていくようにとの願いを込めました。

【選定経緯】

募集方法：全国公募

募集期間：令和 7 年 7 月 1 日～9 月 12 日まで

応募総数：愛称 1,495 点 スローガン 1,444 点

選定方法：令和 8 年 1 月 29 日に開催された、第 3 回広報・県民運動専門委員会において審議・可決。

第 85 回国民スポーツ大会（奈良県） マスコットキャラクターについて

【名前・デザイン】



©NARA pref.

せんとかん

【せんとかんについて】

2010 年開催の平城遷都 1300 年祭の PR のために 2008 年に誕生しました。

大会公式マスコットキャラクターとして、開催年である「2031」をデザインしたユニフォームを着用し、奈良県における大会開催を県内外に広く情報発信していきます。

【選定経緯】

- | | |
|------------------|--|
| 令和 6 年 11 月 12 日 | 第 1 回広報・県民運動専門委員会において、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会マスコットキャラクターとしてせんとかんの起用を決定 |
| 令和 7 年 6 月 9 日 | 第 2 回広報・県民運動専門委員会において、せんとかんのデザインを決定 |